

令和8年3月11日
午前9時30分開議
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	伊藤千春	2番	柴田英里
3番	鈴木りつか	4番	平居ゆかり
5番	横井克典	6番	板倉克典
7番	那須英二	8番	加藤明由
9番	小久保照枝	10番	堀岡敏喜
11番	佐藤仁志	12番	江崎貴大
13番	加藤克之	14番	高橋八重典
15番	早川公二	16番	平野広行

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

12番	江崎貴大	13番	加藤克之
-----	------	-----	------

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市長	安藤正明	副市長	村瀬美樹
教育長	高山典彦	総務部長	伊藤淳人
市民生活部長	飯田宏基	健康福祉部長兼 福祉事務所長	安井幹雄
教育部長	渡邊一弘	監査委員 事務局長	水谷繁樹
総務課長	横江兼光	財政課長	村田健太郎
人事秘書課長	神野忠昭	企画政策課長	佐藤文彦
防災課長	太田高士	税務課長	岩田繁樹
収納課長	細野英樹	市民課長兼 十四山支所長兼 鍋田支所長	下里真理子
環境課長	梅田英明	市民協働課長	藤井清和
観光課長	伊藤信哉	保険年金課長	中野修
健康推進課長	木村仁美	福祉課長	後藤浩幸
介護高齢課長	富居利彦	児童課長	伊藤一幸
総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長兼 いこいの里所長	中山義之	産業振興課長	上田忠次

土木課長 西尾一泰

下水道課長 早川昇作

学校教育課長 飯塚義子

歴史民俗資料館長兼
図書館長 田畑由美子

5 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐野智雄

書記 鈴木悦子

都市整備課長 三輪秀樹

会計管理者兼
会計課長 田口邦郎

生涯学習課長兼
十四山スポーツ
センター館長 梶浦智也

議事課長 浅野克教

6 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（堀岡敏喜君） おはようございます。

会議に先立ちまして御報告をいたします。

本日3月11日は、東日本大震災の発生から15年に当たります。震災の発生時刻の午後2時46分に合わせ1分間の黙祷をささげたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

続いて、西尾張CATVより本日及び明日の撮影と放映の許可をされたい旨の申出がございました。

よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いします。

ここで、安藤市長より発言の申出がございましたので、これを許可します。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、少々時間をいただきます。

令和8年3月4日に、官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の容疑で、本市建設部長が起訴されました。当該職員につきましては、同日、総務部付にし、起訴休職処分いたしました。

市民の皆様をはじめ関係者の皆様に対し、多大なる御心配と御迷惑をおかけしますことを改めて深くおわびを申し上げます。誠に申し訳ございません。

市といたしましては、引き続き捜査関係の手續に全面的に協力していくとともに、今後の司法の判断を厳粛に受け止め、厳正に対処してまいります。また、再発防止に向けた職員の綱紀粛正や粛正及びコンプライアンスの徹底に取り組んでまいります。

このたびは誠に申し訳ございませんでした。

○議長（堀岡敏喜君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、江崎貴大議員と加藤克之議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 一般質問

○議長（堀岡敏喜君） 日程第2、一般質問を行います。

質問、答弁をされる皆さんは、努めて簡潔明瞭にされるようお願いをいたします。

順次発言を許します。

まず、柴田英里議員。

○2番（柴田英里君） 2番 柴田英里でございます。

皆様、改めましておはようございます。

本日3月11日、あの東日本大震災から15年という節目を迎えました。

改めまして、犠牲となられる方々に深く哀悼の意を表しますとともに、今なお歩みを続けておられる被災者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

皆様は15年前の今日、どこでどのようにお過ごしだったでしょうか。当時、私は子育ての真っ最中でした。幼い我が子を抱え繰り返される余震の中で、何があってもこの子を守らなければならないと祈るような気持ちで過ごしたことを今も鮮明に覚えております。あのとき、被災地へと届けられた紙おむつや毛布といった物資、一つ一つの善意に母親として、また一人の市民として助け合いの尊さを教えられたか計り知れません。

あれから15年、私たちは自助・共助・公助という言葉に胸に避難訓練を重ね、備蓄を整え、防災意識を高めてまいりました。しかし、災害は時を選ばず私たちの想像を超えてやってきます。だからこそ、節目の今日、改めて大切な人の命を守るという原点に立ち返らなければなりません。母親の視点、市民の視点、そして市民の命を預かる政治の視点から、本市の防災体制について問い直してまいります。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

2年前に、アンケートを駅前中六地区に住む40代から80代の市民を対象に行ったところ、災害時の避難施設が少ない、どこへ逃げればよいか分かりにくいという声が多く寄せられました。駅前地区は空き地が少ない一方、昼間人口も多く、災害時には混乱が想定されるにもかかわらず、市指定の避難施設は大きく分けて長期間避難生活をする避難所と、発災直後に一時的に命を守る緊急時避難場所の2種類がありますが、数が不足しているように感じるという意見があります。

そこでお伺いたします。市指定の避難施設の各学区の人口による収容率の現状は、どのようなになっていますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） おはようございます。

柴田議員に御答弁申し上げます。

令和8年2月1日現在の人口による収容率を学区名、収容率の順番で御回答いたします。

避難所の収容率は、白鳥学区54.8%、弥生学区22.6%、桜・日の出学区30.3%、大藤学区120.7%、栄南学区63.5%、十四山地区71.7%です。

緊急時避難場所の収容率は、白鳥学区247.0%、弥生学区116.3%、桜・日の出学区193.4%、大藤学区370.3%、栄南学区423.0%、十四山地区278.6%でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 災害が発生した直後は、まずは命を守ることが優先されます。本市は、特に洪水や津波などによる浸水災害が想定されます。市有施設が限られている中、緊急時避難場所の確保は大変重要であります。

先ほどの答弁では、緊急時避難場所の人口に対する収容率が100%を超えていますが、駅ビル、商業施設、マンションの共用部、民間ビルとの協定、駐車場、一時的な垂直避難、駅前という特性を踏まえ、民間施設を含めた身近な一時避難場所の確保は必要ではないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本市といたしましては、災害対策に終わりはないと考えておりますので、今後も緊急時避難場所の選択肢を増加するために、民間の建物施設を利用した災害協定を進めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） また、指定避難施設も重要ですが、市民にとって各種情報の収集も重要であると考えます。

駅前アンケートの結果では、防災放送が何を言っているか分からない、スピーカーを増やしてほしい、スマホ防災速報・家庭用端末の強化を、情報が届かない不安から、改めて防災情報についてお伺いいたします。

本市の防災情報の入手方法はどのようなものがありますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本市は、災害時に正しい避難行動をしていただくために、各種情報を主に市ホームページ、防災行政無線、防災・安全メール、市公式LINE、市公式X、ヤフー防災アプリ、Lアラート、緊急速報メールにおいて配信をいたします。この中の防災行政無線の放送に関しましては、天候や風向き等の影響で聞き取りづらい場合がございますので、もう一度聞き直しをしたい場合は、聞き直しの専用ダイヤルを御活用いただきたいと思います。

これらの各種防災情報の取得方法につきましては、市ホームページや市広報紙への掲載、さらには自主防災会全体会や防災出前講座、防災ワークショップなどで適宜啓発をしております。また、令和3年度に作成いたしました3種類の洪水・高潮・浸水津波のハザードマップにも掲載し、全戸配付をしております。

この3種類のハザードマップのうち、洪水ハザードマップにつきましては、昨年3月に愛知県が新たな洪水浸水想定区域図を発表されましたので、今年度、その最新情報を盛り込んだ形で新しい洪水ハザードマップを作成いたしました。市広報紙4月号に併せて全戸配付い

たしますので、御活用いただきたいと思いますと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 新しい洪水ハザードマップがお手元に届きましたら、各自再度確認をしていただき、皆さんが日頃から目にする見やすい場所に貼っていただきたいと思います。また、ぜひQRコードの登録もしてほしいと思います。

では書画カメラをお願いいたします。

この写真は、先日行われましたシンポジウムで配布されたものです。

近年、気候変動の影響により、台風や集中豪雨による大規模水害のリスクが高まっております。本市は市域の大部分が海拔ゼロメートル地帯に位置しており、大規模地震や水害が発生した場合、浸水の長期化など深刻な被害が想定される地域であります。このような地理的特性を踏まえると、市内での避難にとどまらず他自治体との関係、連携による広域避難を円滑に行う体制づくりが極めて重要であると考えます。

そこで、本市として広域避難についてどのような対策をされていますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本市は、広域避難対策として、令和3年1月に愛知学院大学日進キャンパスと浸水時における広域避難に関する協定を締結いたしております。この災害協定により、本市において災害による浸水被害が発生、または発生するおそれがある場合は、住民が愛知学院大学の日進キャンパスへ広域避難することが可能となっております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 広域避難の訓練はしないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本市では、地震発生後30分以内に30センチ以上浸水する地域を事前避難対象地域として定め、浸水津波ハザードマップや市ホームページ等で公表をしております。事前避難対象地域には、気象庁より南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、1週間程度安全な地域へ避難することを呼びかけます。

それらを踏まえ、事前避難対象地域とその隣接する地域の自主防災会や自治会等を訓練参加の対象とし、令和4年度から毎年2月に愛知学院大学日進キャンパスへ広域避難訓練を実施しており、訓練参加者に対し広域避難の重要性を説明し、現地では避難施設の確認をはじめ、避難者の受入れ方法、段ボールベッドや間仕切りパーティションの設置などの訓練を実施しております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 令和4年度から、愛知学院大学日進キャンパスへの広域避難訓練に参加している自主防災会や自治会などの延べ数はどれくらいいるのでしょうか、お伺いいたし

ます。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 愛知学院大学日進キャンパスの広域避難訓練は、令和4年度から今年度まで4回実施し、参加された団体の延べ数につきましては31団体でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 答弁より、今までに数多くの自主防災会や自治会等が訓練に参加していることが分かりました。

今後も広域避難訓練を継続していくのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本市といたしましては、広域避難の重要性と災害協定による広域避難先の愛知学院大学日進キャンパスを市民の皆様にも周知していきたいと考えております。まずは、大規模地震が発生した際に、30分以内に30センチ以上浸水する事前避難対象地域の自主防災会、自治会等から訓練参加を促しております。

今後も訓練を継続して、市内全地域の自主防災会、自治会等に参加していただき、各地域において広域避難の重要性や広域避難先の愛知学院大学日進キャンパスを共有していただきたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 実は私が、今回、広域避難訓練について質問している理由といたしましては、今年1月17日に桑名市の柿安シティホールで開催されました木曾三川下流部広域避難実現プロジェクトのシンポジウムを見に行きました。

このシンポジウムでは、広域避難の重要性について、東京大学大学院の片田敏孝特任教授による特別講演と、子供の頃、伊勢湾台風で被災された伊藤清文さんの語り部がありました。主に広域避難の重要性についての内容であり、大変よいシンポジウムでありました。

このシンポジウムの主催者であります木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト、本市も構成団体として以前から参加していますが、このプロジェクトについて内容をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 木曾三川下流部広域避難実現プロジェクトは、木曾三川下流部の本市をはじめ、愛西市、津島市、蟹江町、飛島村、桑名市、木曾岬町、海津市の8市町村と木曾川下流河川事務所で構成する組織でございます。

主たる目的といたしましては、高潮や洪水氾濫による大規模水害から地域や住民が生命を守るために主体的に行動することで、円滑な広域避難の実施につなげ被害の最小化を目指すことを目的に取り組んでおります。例えば、この地方に大型台風が接近し大規模水害が発生

するおそれがある場合は、台風上陸の72時間前までに本プロジェクト内で広域避難について協議をし、その後、台風上陸48時間前までに自主的広域避難情報、広域避難の呼びかけの発表を行います。なお、72時間前までの競技の実施や48時間前までの発表の実施につきましては、構成団体が木曾三川下流部広域避難実現プロジェクトの名称で、各ホームページやSNS等で広報を行い、併せて木曾川下流河川事務所からプレスリリースも行います。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 木曾三川と生きる命をつなぐための新しい選択、避難指示の前に動く、自らの判断で命を守る。このシンポジウムには、同志の議員と参加しお話を伺ってまいりました。

私たちの住む地域はゼロメートル地帯が多く、大規模な浸水が発生すると、水が数週間引かないことが予想されています。自宅の2階に逃げても食料不足や停電、トイレの問題で孤立し命の危険が生じます。水が来る前に立ち退き避難、広域避難が必要とされます。本市は、地理的特性から洪水や高潮による広範囲な浸水被害が想定される地域でもあります。そのため、浸水区域外あるいは高台に位置する自治体との連携を強化し、事前に広域避難場所を増やしておくことが市民の命を守る上で極めて重要であると考えます。

先ほどの愛知学院大学日進キャンパスでの広域避難訓練は、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合を想定した訓練でした。地震ではない、木曾三川下流部広域避難実現プロジェクトが発表する自主的広域避難情報（広域避難の呼びかけ）を発表の場合は、愛知学院大学日進キャンパスの広域避難先は開設されるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本市といたしましては、災害の種類に関係なく必要に応じて災害協定に基づき、愛知学院大学日進キャンパスに避難所開設を要請し対応をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 浸水が想定される状況下においては、市内の避難場所だけでは対応が困難となる可能性があり、より安全な地域への広域避難の重要性を改めて認識しました。

本市は、市内のほとんどが海拔ゼロメートル地帯であり浸水被害が大変危惧されます。我々弥富市で生活をしている市民は、この本市の地理的現状をきちんと認識し、大規模災害の発生に備え、日頃から避難方法の心構えが大変重要であると思います。

私が参加したシンポジウムの片田先生の話の中で、釜石市では、津波から100回逃げて100回来なくても101回目も必ず逃げてという中学生への将来に向けてのメッセージがあるというお話がありました。これは、地震発生時に気象庁から津波警報が発表された場合に、念のために事前に避難しても結果的に何も災害が起きないことがよくあります。そういったこと

が数回続くと、人間はだんだんと事前に避難しなくても大丈夫じゃないかという気持ちになり避難行動しなくなります。でも、避難しなかったとき結果的に災害に遭ってしまったら、しまった、逃げておけばよかったと後悔することになります。気象庁が発表する警報は災害の危険性が高いから発表されているわけですので、必ず事前に避難したほうがよいという内容のお話でありました。

気象庁や各自治体から発信される各種防災情報を、我々受け取る側の市民が聞き逃したり無視したりすると、本来の防災機能を失うと思います。先ほどの答弁にもありましたが、市からの防災情報は市ホームページ、防災行政無線、防災・安全メール、市公式LINE、市公式X、ヤフー防災アプリ、Lアラート、緊急速報メールなどにおいても配信されます。我々市民も、自らが各種防災情報をきちんと取りに行くよう努めることも大切だと思います。また、市民も各自が確認した防災情報に沿って、避難行動をすることが大変重要だと思いますので、今後は私も市と一緒に防災意識の向上を啓発していきたいと思います。

では、次の質問に参ります。

令和10年4月開校よつば小学校、市民の関心の深いスクールバスのことと本市のプールについてお伺いいたします。

地域の子供たちの学びの拠点として大きな期待が寄せられております。通学距離が長くなる児童も想定されており、登下校の安全確保は保護者や地域にとって大きな関心事項となっております。

そこで、児童の安全で安心な通学手段の確保という観点からスクールバスについて、また本市のプールについて質問をいたします。

バス路線はいつ決定するのでしょうか。決定までのスケジュールと保護者への周知方法についてお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 運行経路及びバス停につきましては、令和8年8月末日までには決めたいと考えております。その後、各学校及び保育所の行事等を捉え説明会を実施してまいります。また、再編だよりによりお知らせをまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） では、バスの停留所はどのような基準で設置するのでしょうか。また、具体的な設置場所の考え方についてお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） バス停の選定の考え方として、自宅から低学年が10分から15分程度で歩ける800メートルの範囲で設置することとしています。具体的な設置場所につきましては、公共施設や地元の公民館等に設置していきたいと考えており、学校や4小学校のPT

A等の方々と協議を進めております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 公共施設や地元公民館への設置については理解いたしました。その上で、西尾張中央道など交通量の多い道路や流れの速い道路を児童が横断しなくてもよい位置にバス停を設置していただくよう配慮してください。また、通学路の安全性や地域の実情を十分に踏まえて進めていただくことを要望いたします。

次に、バスは何台体制で運行するのでしょうか。また、当日の事故、車両故障、自然災害等のトラブル発生時の対応体制についてお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 運行経路の案としましては9コースとし、うち8コースはそれぞれバス1台により往復し、児童をピストン送迎する予定をしております。

よつば小学校開校に伴い、スクールバスを導入して運行業務を委託し、受託者は、自然災害や事故発生時には直ちに小学校及び学校教育課に報告しその指示を仰ぐものとします。

事故処理等に当たっては、安全確認を優先し受託者自らの判断により難しい場合は、適切に小学校または学校教育課の指示を仰ぐものといたします。

このほか、トラブル対応については、今後、学校や関係者と詳細を決めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） ピストン運行を行うことで、バスの利用効率を上げていることがうかがえます。効率を考慮しながら、子供たちを一定の時間までに安全に運んでいただきますようお願いいたします。

では次に、全校児童のうちどの程度の割合がバス通学を想定していますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 現在の想定で、令和10年開校時のよつば小学校児童数は334人で、スクールバスの利用者数は275人程度を想定しており、割合としては約8割が利用すると考えています。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） ただいまの答弁で、児童の約8割がスクールバスを利用する想定であることは理解いたしました。

多くの児童が利用することを踏まえ、運行時の対応についてお伺いいたします。

集合場所に遅れた場合の対応はどうなるのでしょうか。再乗車の可否や保護者への連絡体制についてお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 原則として、保護者の責任の下で対応していただきます。児童の状況を把握できるアプリを導入する予定をしておりますので、それにより乗降状況を把握し安全運行に努めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） バスは借り上げなのでしょうか。それとも市はバスを購入するのでしょうか。契約形態や使用期限、更新の考えについてお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 車両はリース契約により調達することとしています。契約期間は60か月です。更新の際は、その時点の児童数や児童の居住地の状況により台数を調整してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 今後の児童数や居住地の状況に応じて台数を調整していくとのことで、柔軟に対応していく考えであることは分かりました。

そこで、次に、スクールバスの利用の在り方についてお伺いいたします。

スクールバスは小学生の通学専用なのでしょうか。せっかく市がバスを借り上げて持つのであれば、保育所の行事などに使う考えはございますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） スクールバスの利活用としましては、よつば小学校の登下校の運行に支障がない範囲で、市内小中学校の児童及び生徒が学習、学校行事、部活動等のために利用する場合や、教育委員会が主催する授業、または弥富市が主催し教育委員会が必要と認めた事業や、保育所児が利用する場合にも利活用していくことを考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） スクールバスは多くの児童が利用する重要な通学手段となりますので、安全運行と保護者への丁寧な情報提供に努めていただくことを要望いたします。

それでは、次に、市内のプールについてお伺いいたします。

今年度の予算書の中に、十四山西部小学校の水泳指導を民間委託への方針を進めているとのことですが、今後の弥富市の学校プールについての考えについてお伺いします。

本市における学校プール施設の設置状況及び築年数などの現状はどうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 各学校のプール施設の設置状況、そして築年数ということですが、築年数については、造ってからの経過年数でお答えさせていただきたいと思っております。

弥生小学校は49年、桜小学校は47年、白鳥小学校は51年、大藤小学校と栄南小学校は44年、

十四山東部小学校は37年、十四山西部小学校は54年、日の出小学校は12年、弥富北中学校は45年を経過しております。多くの学校プール施設が40年以上経過しておるところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 状況はよく分かりました。

では、各校プールの老朽化をどのように認識しているのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 学校プールは設置後40年を経過している施設が多く、今後、更新や大規模改修が必要になると認識しております。しかしながら、少子化の進行により児童数は減少傾向にあり、将来的な利用規模を見据えた施設の在り方を検討する必要があると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 子供の少子化や児童数の減少を踏まえ、将来的な施設の在り方を検討する必要があるとのお考えも理解いたしました。

では、次に、年間の維持管理費及び修繕費の実態はどうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 維持管理費としては、水質管理、設備保守、光熱水費等を要し、経年劣化に伴う修繕費も発生しており、令和7年度維持管理費は約350万円、修繕費は約130万円でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 直近の維持費、修繕費の費用は分かりました。

次に、教職員が担っている管理業務及び日常点検等の内容はどのようなものがありますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 教職員は、日常の水質管理、清掃、設備点検、監視業務等を担っております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 先生方の様子も分かりました。

では、次に、プール管理や監視業務に対する教員の負担について、市はどのように認識しているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 水泳授業は児童の命に関わる活動であることから、安全確保のため複数体制で指導・監視を行っており、緊張感を伴う業務であると認識しております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 水泳授業は、泳法の指導や泳力を身につけさせる指導であると同時に、教員の皆様の指導時の緊張感が伝わります。

では、事故防止のための取組はどのように実施しているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 授業前の水質管理及び健康観察の徹底、児童の泳力把握に基づく指導、複数教員による指導監視体制の確保を行っております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 続いて、緊急時対応マニュアルや訓練体制はどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 本市におきましては、水泳授業における事故や体調急変等の緊急対応に備え、各学校において危機管理マニュアルを整備しております。

マニュアルには、事故発生時の初期対応、役割分担、救急要請の手順、保護者への連絡体制などを明記し、教職員間で共有しております。また、教職員は定期的に救命救急講習を受講するとともに、心肺蘇生法やAED使用方法について確認や訓練を行っております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 緊急対応マニュアルの整備には安心いたしました。また、先生方が児童の命を守るための体制づくりに取り組んでいただいていることに感謝いたします。

そこで、次にお伺いいたします。民間施設へ委託した場合のメリット、デメリットをどのように整理しているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 民間施設を利用した場合のメリットとしましては、屋内温水プールを利用することで、天候に左右されることなく安定的に授業を実施できる点や、監視体制の充実による安全性の向上も期待されます。

一方で、課題としまして、学校から施設までの移動時間が必要となるため、実質的な水泳指導時間が短くなる可能性があることが上げられます。加えて、移動手段の確保や委託費用などの課題もございます。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） メリットとデメリットが分かりました。

そこでお伺いします。専門指導者による教育効果の向上についての見解はいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 民間施設を活用することで、専門のインストラクターの指導により泳力向上が期待されます。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） では、安全管理体制の強化につながると考えるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 民間委託することで、教員はこれまでの指導・監視の業務から監視に重点を置くことができることから、より安全な体制となります。また、事故防止にもつながると認識しております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 民間施設を活用することで、安全管理体制の強化や事故防止につながるとの御認識は理解いたしました。その一方で、施設の維持管理や委託に係る費用面も重要な課題であると考えます。

そこでお伺いいたします。自校方式と民間活用方式の維持管理費、コスト比較についてどのような認識でしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 自校方式においては、水質管理費、設備の保守点検費、光熱水費、薬剤費などの維持管理費に加え、将来的には大規模改修や更新に要する費用が見込まれます。

民間施設活用方式においては、委託料や移動に係る経費が必要となりますが、自校プールの更新費や長期的な維持管理費を抑制することができます。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 自校方式だと、先々更新費用が大きくなるのが分かりました。

次に、移動時間や授業時間への影響をどのように整理しているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 移動時間や授業時間の確保につきましては、学校運営に支障が出ないよう、時間割の工夫や効率的な移動方法の検討が必要と考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 現在、来年度の十四山西部小学校の水泳指導を民間委託することとしておりますが、その事業者について、民間活用についてどのようにするのでしょうか。移動時間に課題があるとお伺いしましたが、具体的にどのような事業者を検討しておりますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 委託先となる民間施設は、距離にして7キロから10キロ、10分から30分の範囲の事業者に協力をお願いすることを今検討しております。それにより、実質の授業時間は45分から70分程度確保できると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） では、今後の学校プールの方向性や想定スケジュールはどのようになっていますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 今後は、老朽化状況や修繕費用、安全性等を総合的に検討しながら、自校で行うか、民間に委託するか判断してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 今後の方向性を検討するときは、コストをはじめ多面的に判断していくことが分かりました。

最後に関連してお伺いいたします。学校プールを廃止した場合の施設活用はどう考えているのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） プールの廃止後の施設活用については、現在想定されている再編校について申し上げます。

再編4小学校のうち、十四山西部小学校は、来年度から民間委託をいたします。その後、プールは解体し保護者駐車場といたします。他の大藤小学校、栄南小学校、十四山東部小学校につきましては、学校跡地の利活用を検討する中でプールについても検討してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 答弁では、十四山西部小学校については民間委託後にプールを解体し、保護者駐車場とするとのことですが、子供たちの動静に気をつけて計画を進めていただきますよう強く要望いたします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午前10時25分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時13分 休憩

午前10時25分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、加藤克之議員。

○13番（加藤克之君） 13番 加藤克之です。

改めて、おはようございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。

今回は1つ目、部活動の地域展開について、2つ目は企業誘致推進についてであります。

弥生に入りまして、春風の強い日々が続いております。頬をなでるような寒さも感じます。本当に、これからも三寒四温が続いてまいりますので皆様ともども無病息災で過ごしていきましょう。

本議場内におかれましても、花き組合の皆様からサイネリアを寄贈していただいております。ありがとうございました。

サイネリアの花言葉を少しお話ししましょう。色別に申し上げます。赤は純愛。長いですか。

○議長（堀岡敏喜君） もういいです。

○13番（加藤克之君） あまりひっかかないように。

青紫は悩める喜び、白は望みある悩み、ピンクは明るい笑顔、黄色は希望であります。ポジティブな意味を持つ喜びと、快活ある常に輝かしい希望の言葉でございます。こういう3月の時期でございますので、お祝い、また言葉を添えて送ってみてはどうかと思う次第でございます。

それでは、質問に入っていきたいと思えます。

新聞掲載にも昨年から多く取り上げておりますが、令和7年5月6日より部活動地域移行、まだまだ手探りとか、5月17日の新聞では部活動地域移行、31年度までにとりか、8月26日は公立中の部活指導確保、小学校体育教員が兼務、10月28日にはクラブ活動指導に人材確保をするため希望者の参画を促すとか、11月9日部活動改革、財源の法整備、国のほうが進めるわけでございます。

近年、国においても部活動地域展開が示され、本市においても今後の対応が求められておられます。令和8年1月22日には、学校の部活動の地域展開や地域連携に関わる協議会が開催され、市町村教職員の担当者が約130人参加されました。国が示す改革実行期間が始まるのを前に、情報共有や意見交換などがあり、教職員の負担軽減と持続可能な部活機会の確保という観点から以下について質問をさせていただきます。

まず初めに、国の方針を踏まえ、本市が目指す部活動地域展開の具体的な姿はどのようなものか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 国が示すガイドラインによれば、少子化が進む中で将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動における機会の確保・充実を図ることとしております。その中で、休日部活動については、原則、改革実行期間である令和8年度から令和13年度の間に

休日部活動を地域展開することを目指すとしています。

本市では、国のガイドラインに沿い、令和9年9月から休日部活動を廃止し、地域に展開することとしております。平日の部活動についても、令和13年度を目途に廃止することとしております。

本市は、部活動にはないフライングディスク競技やドローン操作、木工教室など多種多様な活動や学校の垣根を超えた仲間とのつながりを大切にしながら、継続的な地域展開を目指します。また、地域の様々な人や幅広い世代と交流しながら豊かな人間関係の醸成、さらには地域社会の理解など子供たちが多面的に成長するような地域展開を目指してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 休日部活動令和8年から13年、そしてまた新しい部活にないクライミング競技やドローン競技、木工教室など、そしてまた新たな部活動も当然に出てくるかなと思います。ですから、その新しい分野にも、やはり我らの市もいち早く取り組むということも今後大事かなと思う次第でございます。

引き続き次の質問に移ります。

現在の進捗状況と今後のスケジュールをお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 現在は令和9年9月から休日部活動の地域展開に向け、その活動主体団体となるスポーツ競技団体や文化芸術団体に参画していただけるよう、競技団体や地域の文化活動団体、企業、事業者などに声をかけ、調整をしております。また、指導者確保についても同様に声がけを進めております。

子供たちや保護者については、機会を捉え小学校を中心に説明会を行っております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 小学校を中心に説明会も行っているというわけでございます。

いち早く、これは昨年、その前から進んでおる状況かなと思います。部活動地域支援コーディネーターの方が中心で行っていただいている状況だと思います。早く保護者の方、子供さん、情報提供するということが大事だと思いますので、早急にまた進んでいることを、1年1年大切でございますので、どうぞ我らのまちが保護者の皆さんにとって優しい、そういう施策を進んでいるんだということで取り組んでいることはよろしいことだと思う次第でございます。

引き継いで、業務を担う運営体制をどのように考えておられますか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 部活動の地域展開は、地域において継続的に活動を展開するものであり、本市としましてはその活動が担える団体等に事業委託等を検討してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 事業委託という言葉が出てまいりました。いよいよ進むかなという、その中で少しずつ質問をまたしていきます。

4番目と6番目を含めながらの1つの質問をさせていただきます。

地域展開を担う団体、また事業者に対するどのようなことを求めていくのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 本事業は、学校部活動廃止後における放課後の子供たちの居場所づくり事業でございます。

行政と連携し、人件費や練習時間、研修体制等について、国のガイドラインに沿った運営が可能な団体、事業者が求められます。また、地域密着の事業であることから、地域の方々による運営、指導が望ましいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） そのとおりだと思います。

地域の方、くまなくお声かけできる場所はお声かけていただいて、そして対応してもらえる方を一人でも多く確保していくのがいいのかなと思います。

その中で、その事業委託をする中で、市として所管部署はどこを想定しておられますか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） これまで学校教育が担っていた授業後の活動について、今後は地域にその居場所を設け、生涯学習教育として運営していくことから生涯学習課が窓口となり学校教育課と連携し進めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 今の段階では、生涯学習と教育課で進めていただきたい。当然だと思いますね。この窓口じゃないと、市民の皆さん方がどちらかに行けば話が通じるわけでございますし、また困ったときは職員同士も情報共有ができるわけでございますし、必ず市民にとっていい形というのをまず、今の段階はこの部署の形で進めるということによろしいかと思う次第でございます。

次に、質問をさせていただきます。

指導者確保についてでございます。各種目における指導者確保はどのように進めていくのか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） スポーツ協会等や各種団体への声かけにより、適任者の紹介や推

薦をいただいたり、指導者募集チラシにより広く募集をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 指導者募集チラシというわけですが、実は二十歳の成人式のときに、こちらのチラシが成人式のときに配られまして、募集をしっかりとしていこうという市の進め方があったわけですが。

その中で再質問します。

教育長に、二十歳の成人式のときに、中学生の部活動指導募集のお話をされておられましたし、また挨拶の中でも二十歳の皆さんに強い言葉とお願いのお話をされておられました。その反響は何かございましたか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 高山教育長。

○教育長（高山典彦君） 御答弁申し上げます。

先ほどお示しされたように、1月11日に行われました二十歳のつどいにおきまして指導者募集のチラシを配布いたしました。そうしましたところ、4名の方から登録をいただきました。種目につきましては、吹奏楽、剣道、野球、バレーボールでした。

現在、それぞれの方々に個別に連絡を取らせていただき、希望される曜日、時間帯等をお聞きしている段階でございます。これを今後は学校にお伝えして、学校のニーズとのマッチングを進めてまいりたいと考えております。

今後このような機会を積極的に捉えて、人材確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 教育長ありがとうございます。

本当に反響があってよろしいことだなというふうに思いますし、二十歳の子供たちが自分のまちに関心を持つ、そして住み続けるんだと。そして、次の子供さんたちのために、地域のためにやるぞというお言葉があったと思いますが、そういう成人の方がおられたということは頼もしい限りでございます。

そういう中を進める中で、人材バンクの活用や公募制度の導入などの具体策は考えておられますか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 海部津島の7市町村教育委員会は、指導者募集に当たりより広い地域から確保するため、現在、海部地区全体で指導者確保を行うよう取り組んでおります。これにより、指導者希望の方に人材バンクの登録をいただき、その中から条件に合った指導者をお願いするものでございます。この仕組みで、多様なスポーツ・文化芸術活動の指導者が確保できることを期待しております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 指導者確保というのは本当に大変だと思いますが、少しずついい形で弥富市版をつくりながら、その指導者の確保は当然のことだと思いますので、共に声かけをしていく。私も当然ですけども、声かけはしておりますがいろんな方に。やはりこれは根強くしていけないといけないかなと思いますので、しっかりと取り組んでいきたいなというふうに思います。

人材バンクは、昨年、県のほうも進めておられました。そういう意味で、弥富市の方のお父さんたちも登録をされた方もおられました。そういう意味で関心のある方もおられますので、少しずつ幅広く進めていきたい、そういうふうにする次第でございます。

続いての質問ですが、指導者の質をどのように確保して、研修もこれはないといけないかなと思っております。このような体制づくりについてどのようにお考えでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 現在、本市が部活動指導員に実施しているコンプライアンス研修に加え、事業委託先事業者には、事故対応等も含めた運営に必要な研修を課していく予定でございます。

質の高い指導者の確保は、子供たちの競技等の技術向上や健全な指導・運営につながると認識しており、研修体制の整備には注力してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 本市は、昨年からはモデル事業として、十四山グラウンドにて野球を進めておられます。その中で、今も人数も生徒は増えてきて、そしてよい環境で体制づくりをされております。指導者の方も学校の先生と情報を共有し、よい環境で保っておられます。

そして、今後は文部科学省は地域クラブ活動を認定し、低価格の参加費、また過度な活動時間、そして不適切行為防止のための日本版DBS活用も検討していくことも大事かと思う次第でございます。そういう意味で、しっかりと安全対策を市側としては努めていただきたい、そう思う次第でございます。

次に、質問を移ります。

今後、地域展開を担う事業団体や事業者が継続的な事業費、活動費を市はどのように関わっていきますか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 事業運営費につきましては、受益者負担として保護者からの会費と市からの事業委託費を見込んでおります。そのほかには、国や県の活動補助金を活用することを考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 国は、地域によってリソースの差もあります。丁寧に耳を傾けながら、それぞれ対応できるよう予算を確保していかなければならないと、スポーツ庁長官の言葉でございます。市としても要望に出向いてもらい強くお願いをしていただきたい、そういうふうに思う次第でございます。

最後の質問になりますが、市長にお伺いをいたします。

市長の基本的な考え方と今後の本市の状況をどのようにお考えでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） これまで学校内だけでの部活動だったのが、地域の資源を生かし、多種多様なスポーツや文化芸術活動を通して子供たちが成長する環境を整えることで、健全な精神の育成につながると期待をしておるところでございます。

今後、地域の皆様と協力し、持続可能な体制を築いていくことが重要であり、この取組を通じて子供たちが地域社会との関わりを強め、その魅力を再認識し、大人になったときに、今度は自分が次の世代の子供たちに関わっていくように脈々とつながっていく環境づくりができればと考えているところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） そうですね。

だから、継続的な事業だということでございますので、どうぞ進めていただき本市も卓球の選手やなぎなたの選手や、様々なスポーツや音楽や文化の方々たちは全国大会にも多く出場を果たしておられます。いずれはオリンピックの代表やプロになっていく子供たちの夢を、我々が指導者に託しながら、また応援をしていくということの教育環境の充実を取り組んでいくことが大事なと思う次第でございます。どうぞ前向きに進めていただきますようお願いを申し上げます。

引き続き2つ目の質問に入りたいと思います。

企業誘致の推進についてでございますが、本市の将来財政基盤強化と雇用創出の観点から、企業誘致のさらなる推進に、本市は名古屋港西部に位置し、そして交通アクセスや物流面でも高いポテンシャルを有しております。

その中で、視察に行きました兵庫県淡路市は、平成20年助成金や税制優遇措置等、積極的に企業誘致に取り組んでおられました。人材サービス大手の誘致に成功し、宿農を目指す農業ベンチャー支援事業からスタートし、その後も淡路島では多くの事業を進めている都市でございました。令和2年には本社の企業を淡路市に一部移転をするなど、今や豊かな食を生み出しておられます。この地域で働く人が安心して暮らせる住環境、観光地としてコンパクトシティーの実現にも向かっておられました。

本市でも見渡せば、今は全国各地に人口減少、税収の確保、若年層の市外流出などの課題も抱えております。そういういろいろな観点を含めながらで質問をさせていただきます。

まず初めに、現在の企業立件数及び過去5年間の誘致実績はどのようになっていますか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 現在は、企業立地のための産業用地確保に向けて働きかけている状況ですので、直近5年間における企業立地件数及び企業誘致実績はございません。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 企業におかれましては、十分な産業用地が必要ということで、まだまだこれからかなという話でございます。

次の質問に移ります。

企業誘致における固定資産、法人市民税等の税収効果はどのように分析をされていますか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 令和6年度決算と10年前の平成27年度を比較しますと、固定資産税につきましては21.6%の増、約9億8,624万円の増加となっております。

法人市民税につきましては、5.1%の増、約2,552万円の増加となっております。

本市への企業進出の影響につきましては、名古屋港後背地として大規模物流施設の立地が進み、固定資産税増加の主な要因となっております。また、法人市民税につきましても、新たな法人の操業開始による増収事例もあり、税収を支えているものと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 令和5年に大型物流施設、こちらにも設置されまして企業誘致されまして、多くの税収が見込まれておられました。また、新たな法人操業開始というのも、こちらにも湾岸のほうにあるわけですが、税収を支える上では、やはり大型物流施設やその他の新しい法人会社を取り組むことの体制が整って、これだけの増収があるというわけでございますから、引き続き今の状態を保ちながらしっかりと運営をしていただきたい。

次に移ります。

近隣自治体との比較をした本市の強みと弱みをどのように認識をしておられますか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 本市の臨海部には、中部圏のものづくり産業を支える名古屋港の一翼を担う弥富埠頭及び鍋田埠頭が整備され、物流施設や工場が数多く立地し、本市及び周辺地域の経済活力の基盤となっております。

また、名古屋港の後背地となる本市の南部地域には、弥富市都市計画マスタープランにおいても広大な敷地と湾岸弥富インターチェンジをはじめとする広域交通ネットワークを生かし、新たな工業用地の整備・確保を図り、流通業務、ものづくり産業等の立地誘導を進めるための新産業エリアとして位置づけており、近隣自治体に比べ高いポテンシャルを持ったエリアであると考えております。

現在は、本市における南北の交通ネットワークが西尾張中央道に集中していることから、地域高規格道路として国が計画する一宮西港道路が早期実現となるよう、引き続き働きかけていきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 強みの話はしっかりと御理解をして進んでいる状況だと思います。これをさらに強めていただきたいなというふうに思います。

一宮西港道路、市長も副市長も一生懸命お話が出る、会話の中でもあります、やはり働きかけをどんどんしていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

港湾、高速道路網を生かした物流製造の業務の誘致戦略はございますか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 現在、民間需要を踏まえた利活用方針の検討業務として行っておりますサウンディング調査の結果を分析した上で成長分野及び本市に求められているターゲット分野や企業などを絞り込み今後の誘致活動に生かしていきたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） サウンディング調査、しっかりとこのターゲット分野を主として製造か物流か見極めていく、このサウンディング調査だと存じます。しっかりとこちらのほうもどのように市として進めていくか、企業をどのようにお願いしていくか、話をしていくか、そういうことを進めていただく。どうぞしっかりとサウンディング調査を基に進めていただきたいと思う次第でございます。

次に移ります。

本市にとって今後の造成する計画はございますか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 本市では、弥富市都市計画マスタープランで新産業エリアに位置づけられた南部地域約12ヘクタールにおきまして愛知県企業庁とともに工業系土地利用の開発について進めており、企業誘致の受皿となる新たな産業用地として期待しております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） この南部地域、約12ヘクタール、新聞でも出ておりましたし、愛知県の企業庁と共にしっかりと取り組んで進めていただきたいと思いますという次第でございます。

引き続き質問に入ります。

企業から寄せられる立地ニーズや市として対応できていない課題は何か、こちらについて御質問をさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 令和7年10月から11月の期間にて、産業振興課で行いました魅力あるビジネス環境整備に関するアンケート調査の結果によれば、本市の魅力として、主要都市や港湾との距離及び交通の利便性が上位として上げられており、周辺的环境条件が立地に伴うニーズの一つであると捉えております。

まずは本市として、公有財産の未利用地の利活用及び愛知県企業庁の開発検討地区や土地区画整理事業における企業誘致業務を進めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 土地が確定するまで、十分に確保できていない状況の中で進めるのも難しいと思いますので、確保して着実に進めていただきたいと思います、そういうふうな思い次第でございます。

引き続き質問に入ります。

補助金や税制優遇の拡充を検討してはいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 本市において実施していた企業立地に対する奨励措置は、当初の目的を果たしたと考えておりますので、今後は企業に寄り添った施策について研究してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 他の近隣自治体とも施策を参考にさせていただいて取り組んでいただきたいなと思います。

そういうことで、あま市なんかは令和10年に企業誘致も進めていくというお話もございまして、どうぞ参考にさせていただきたいなと思います。

次の質問に入ります。

市長自らが企業訪問やトップセールス、そのような実績を行っておられますか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 私自ら、地元企業や指定金融機関へ企業訪問等を行っております。

また、企業からの問合せがあった際には、企業ニーズの情報等を蓄積し、企業誘致の活動

につなげてまいりたいと考えております。

今後は、愛知県主催の産業立地セミナーが東京や大阪で開催をされ、セミナーでは首長による講演の機会がございますので、トップセールスに行つてまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 当然、市長もしっかりと考えておられますので、トップセールスに行つていただきたいなと思います。

企業には従業員の住宅や生活環境など、あらゆる点がございまして、要望に対することも御用聞きだと思ふ次第でございます。どうぞ弥富市の強み、PRをしていただいてフォローアップに努めていただきたい、そういうふうと思ふ次第でございます。

次に、質問を移ります。

昨年11月、中日ドラゴンズは2軍の本拠地の移転計画を示され、老朽化の進行やまた地域の土地の拡張など制限がございますが、2030年前半に移転をする予定のお話ございました。愛知県、岐阜県、三重県の自治体からも多くが今は手を挙げられておられます。そういう意味で株式会社中日ドラゴンズという会社も視野に入れながら今後、本市としても企業誘致におかれる5年間ぐらいのめどを何か目標の件数は考えておられますか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 今後5年間の企業誘致目標件数について、現在は定めておりませんが、公有財産の未利用地の利活用及び企業庁による開発や土地区画整理事業が進むことで、多くの優良企業を誘致できるものと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 情報をしっかりとつかんで、そしてまた土地も整えて、そして企業誘致につなげていく。これは課長の答弁で分かるとおりに進んでいただきたい、そのように思ふ次第でございます。

引き続き質問に入ります。

どの産業分野を重点ターゲットとして考えておられますか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 先ほども答弁しましたように、サウンディング調査の結果を分析した上で、成長分野及び本市に求められているターゲット分野や企業などを絞り込み、これらを踏まえ企業誘致を推進することを考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） どの企業を見極めていくかということで、しっかりと強いお気持ちの市側の考えがよく分かりました。その中で、いろいろな全国の自治体で、結構、企業誘致をするにおいて、市町村はじめ各庁舎内でも企業誘致の専門部署を設置している自治体もご

ございます。

そこでお伺いをいたします。

本市におかれましても、企業誘致専門部署の設置を検討してはいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 企業誘致は、地域経済の活性化、雇用の創出、税収の増加につながり、持続可能なまちづくりを進める上で重要であると認識をしております。

本市では、企業誘致は産業振興課産業労働グループが担当しており、企業訪問による情報収集やアンケート調査など、持続可能な地域経済の発展を目指して取り組んでいるところでございます。

今後につきましては、本市の企業誘致の状況などを踏まえ、必要が生じた場合には組織体制の見直しを検討してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 企業誘致の専門職員の配置や手続や届出、各種認可なども、企業立地に関わるワンストップサービスも推進していけるのではないかなと思う次第でございますので、部長のしっかりとした考えをそのまま進めていただきたい、そういうふうにする次第でございます。

最後の質問に入ってまいります。

市長の企業誘致に対する取組、率直にお伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 先ほども御答弁申し上げましたが、私自ら企業訪問のほか、令和6年度におきましては、私と担当と共に本市が今後企業誘致を進める上で参考にするため、企業誘致の先進地である多治見市へ訪問し、組織体制や誘致方法、企業に対する支援策などについて意見の交換を行ってきたところでございます。

多治見市におきましては、市が独自の山をたくさん持っておりまして、そこを切り開いた企業誘致が多く行われておりまして、ちょっと本市とは違ったなということでございますが、でも勉強させていただいたところでございます。

そして、本市の南部地域におきまして、平成30年度から進めてまいりました愛知県企業庁による工業系の土地利用につきましても、令和6年3月に開発検討地区に位置づけられたことで、着実に事業化に向けて進めております。

なお、この地区につきましては、先ほど議員もおっしゃられましたが、本市の強み、弱みということで、弱みといたしましては、やはり海拔ゼロメートル地帯が市域ほぼ全域であるということが弱みとなるわけでございますけど、この地区におきましては、港の背後地、ま

た公共交通、交通網の発達ということもあり、どうしても物流ということになるわけではございますが、できましたら、本市といたしましては、やはり製造業を誘致したいと思っておりますものですから、またいろんな情報収集しながら進めてまいりたいと思っております。

今後は、これらを踏まえ、中部圏の社会構造や産業構造の変化を的確に捉え、周辺の営農環境や集落環境に配慮した上で、必要と認められる地域において産業用地の確保に努めてまいります。

また、本市の持つビジネスメリットである全国や世界へ開かれた交通インフラとして、充実した道路ネットワークや鉄道網及び日本経済を牽引する名古屋港に隣接していることで、ビジネスの成功には不可欠な要素が広がっていることを伝えていきたいと考えております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 市長の熱い思いが伝わってまいりまして、しっかりと取り組んでいる姿が分かる次第でございます。

全国各地も、非常に、2023年埼玉県の入間市、2024年には福井県の小浜市、また三重県の鈴鹿市と企業誘致の推進戦略ということで、それぞれ自分のまちをよくしよう、その中でのキーワードは7つほど私たちのまちにもあるかなど。共通する部分はどこの自治体も同じかなというふうに思う次第でございます。

1つ目は、財政基盤の確保、2つ目は雇用機会の創出、3つ目は地域経済の活性化、4つ目は魅力あるまちづくり、5つ目は人口定着、住居環境、6つ目は切れ目のない子育て施策、継続的に行う、7つ目が高齢者、安心して優しい施策、これを本市も目指していくことも大事なかなと思います。

そのようなことを踏まえながら、今後も前向きに取り組んでいただきたいと要望して、今回の質問を納めます。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午前11時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時02分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、板倉克典議員。

○6番（板倉克典君） 6番 板倉克典です。

通告に従い一般質問いたします。

まず、小学校遊具と保守点検と改修に関して質問してまいります。

児童は校庭にある遊具で遊ぶことを通じて、たくさんのことを学んでいます。順番を守るという社会性や協調性、自分なりの遊び方を考える創造性などあると思います。質問してまいります。

なぜ弥富市立小学校には遊具があるのでしょうか、法的根拠があるのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 小学校の遊具を設置する明確な義務規定はございませんが、学校教育法に定める心身の発達を図る教育環境の一環として整備しております。児童の遊びと学びを通じて、身体的、社会的、精神的な成長を支援する役割を担っております。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 遊具の保守点検をする予算が組まれ、遊具は定期点検されています。遊具保守点検報告書として記録も残されています。

伺います。小学校で遊具の保守点検をする法的根拠はありますか。お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 小学校における設備の保守点検は、学校保健安全法第27条に基づき安全義務が課せられています。

また、学校保健安全法第28条では、遊具を含む学校施設について定期点検を実施することを定めております。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 遊具保守点検は年に4回、専門業者によって行われ、報告書は学校教育課に出されていますが、各遊具に評価が出ています。

専門家による各小学校の遊具の点検結果の評価、A B C Dの各内容を答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 専門業者による遊具点検の4種類の評価については、A評価は全てが正常で安全に使用が可能である。B評価は軽微な修繕が必要だが使用は可能である。C評価は、問題があり修繕が必要であり使用の制限が必要である。D評価については、危険箇所があるため使用不可という判断基準がございます。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 事務局の方、写真1をお願いします。

上の2つ、弥生小のバスケットゴールです。2つとも判定Cで使用可能です。どちらもフレーム腐食、リング腐食、ボード腐朽などです。木材は腐食と言わず腐朽といいます。

下の2つは、十四山東部小ですが、左はリングがなくて使用不可、右は見えない部分のポルト欠損とパネル部分破損で使用不可です。見た目では分かりにくいということが言えます。

バスケットが好きな少年少女はこのボールの状態を見てがっかりするのではないのでしょうか。バスケットボールというスポーツの名前の由来は、籠にボールを入れるというところから始まっていますが、もはや弥生小のバスケットゴールはただの輪です。

小学校の校庭は在校児童以外にも遊ぶ場所です。休みの日などに、在校児童が家族や親戚やいとこなどと運動をしたりもしています。体育館には入れないので、外でバスケットをします。ビジターの人たちはびっくりします。

バスケットのリングネットは決して高価ではありません。行政のルールで購入ルートが限定されているのかもしれませんが、安く販売されています。修繕とか改修工事とかのレベルではなく、つけるだけです。2個セットで数千円です。なぜすぐにできないのか、お金の問題か、命に危険はないということやらないのでしょうか。

写真はありますが、白鳥小のバスケットゴールのネットは全て破損しています。各小学校で遊具の保守点検の評価はまちまちですが、質問してまいります。

各小学校の遊具修繕の順番はどのような基準でやっていますか、お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 修繕の優先順位は、遊具の使用頻度、使用状況や危険性及び修繕コストを考慮し決定しております。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） リングネットがなくても危険性はないですから、優先順位が後ろになっていると捉えています。修繕コストというような重いレベルではありませんので、市内小学校のバスケットの朽ち果てた、ゴールネットをつけてください。要望します。

続けて、弥生小のことを聞きます。

令和4年度に弥生小の長寿命化改良工事がありました。校舎の耐久性が上がり、環境機能も向上して、今後何十年もまたたくさんの児童が通学するわけですが、長寿命化工事の中で遊具の長寿命化に向け、遊具を改修する工事をしませんでした。

質問します。

弥生小の長寿命化改良工事をした際、なぜ同時に遊具の改修工事をしなかったのでしょうか、お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 長寿化改良工事は、建物の老朽化対策を主目的とした予算と計画に基づいて実施されており、対象範囲が建物本体であり、遊具については対象外でした。

また、当時の調査では、遊具は直ちに改修が必要な状態ではなかったと判断し、建物本体の整備を優先いたしました。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 児童にとっては、遊具が生まれ変わって全てきれいになることは記憶に残ります。校舎の長寿命化できれいになった校舎の記憶と共にと思います。

弥生小の長寿化改良工事ですが、その後、弥生小の登り棒、ロープ登りが改良工事後に今年度1回目、日付でいいますと6月12日の点検ではD判定となっていて、その後修繕されることなく撤去されました。

質問します。

6月に弥生小でD判定、使用不可とされた遊具をなぜ修繕せず撤去したのか、4月以降新設するのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 使用不可の遊具は安全確保を最優先に考え、撤去する決定に至りました。また、新設については学校と調整し、要望があれば検討してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 長寿命化改良工事の際には、遊具のことは予算外であるから気にしていなかったということだと思います。そして、通常の遊具保守点検ではDランクはなかったので、改修もないということかとも思います。結果的に3年ほどでDランクになったので撤去したと、つまり廃棄処分したということです。遊具に対する愛が教育行政に足らなくて、遊具が使い捨てのようになっていると感じています。

続けます。

事務局の方、写真2をお願いします。

藤の花が咲く藤棚に関して伺います。まず、白鳥小の藤棚に関してです。

藤棚は遊具の扱いで、遊具保守点検の対象になっています。白鳥小学校に藤棚は存在しますが、今年度の保守点検の対象遊具のリストに入っていないです。存在していないものにしてしまうのでしょうか。

質問します。

なぜ白鳥小学校の藤棚は遊具リストに入っていないのでしょうか、お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 白鳥小学校の藤棚は、子供たちが日常入るエリアではないため、遊具リストには入っておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 藤棚が遊具扱いであり、リストに載るからこそ保守点検の評価がされます。別の言い方をすると、支柱が朽ち果てていたりして危険でも、点検対象でないから存在できるということにもなります。違う見方をするなら、リストに入れることで学校や教育委員会を守るということにもなります。リストに入れたほうがいいんじゃないでしょうか。

藤棚に関して続けます。

森津の藤公園の樹齢350年以上と言われる藤が大変きれいです。先人も観賞してきた歴史のある藤が弥富にはあるので、各小学校にもその影響で藤棚があるものと私は思っております。歴史のある森津藤がある弥富市内の各小学校の藤棚の扱いをどう考えていますか。答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 藤棚は、可能な範囲で子供たちが藤に親しむ機会が持てるよう、維持管理に努めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 事務局の方、写真3をお願いします。

そのような藤棚ですが、弥生小では今年度C判定の後、藤棚が撤去されています。D判定ではなくC判定です。十四山西部小では、2か所ある藤棚のうち、工事エリア内の一つの藤棚が撤去されています。そもそも藤棚が現在存在しない小学校もあります。藤の花や藤棚に重きを置かれていないと感じています。

2年後、小学校4校がよつば小になります。小学校再編整備方針でも、4校の学区それぞれの地域の特色を学ぶ、そして自身の地域を誇りに思うとともに、互いの地域を尊重する態度を育てていくとあります。

さて、写真ですが、藤棚の藤の種です。さやが緑色から茶褐色に変色して、そして破裂して種が落ちます。写真の真ん中辺りです。

大藤小学校の名前の由来は藤の花から来ていると思っております。大藤小の藤の種をよつば小で配布するとか、発芽させて大藤小学校の藤をよつば小で花を咲かすなどできないかと思っております。それは各地域の特色を学ぶことになるのではないかと思います。一つのアイデアです。

写真ありがとうございました。

さて、続けます。

昨年11月に開催された市政報告会の中で、市民からの質疑応答のコーナーでの話です。栄南小の滑り台やブランコが使えないが、あと2年で廃校になるから必要ないという考えではなく使えるようにしてほしいという要望に対し、市長は、話は聞いており、できれば年内、遅くとも1月中には直すように指示してあると答えられて、実際、2月初旬には修繕されています。

事務局の方、写真4をお願いします。

写真は栄南小、十四山東部小、そして栄南小にまだある、市長の指令からも漏れた使用不可の遊具です。

大藤小、十四山東部小でも廃校になるということで、諦めてほしくないと思っています。現在小学4年生以上の大藤小、栄南小、十四山東部小の児童たちはよつば小へ通うことはありませんから、現在通学する小学校の遊具が全てです。市長じきじきの修繕要請以外の遊具も修繕してください。

質問します。

あと2年で統合となる栄南小、大藤小、十四山東部小にあるD判定で使用不可の遊具を修繕する考えはありますか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 再編校に限らず、D判定となった遊具につきましては、修繕できるものについては、直して使用する方針です。

また、経年劣化が進み安全基準を満たさないものにつきましては、撤去いたします。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 修繕できるものは直すと考えている間に、2年たってしまうことがないようによろしくお願いします。

よつば小に生まれ変わる十四山西部小で、工事エリア内にあった遊具が軒並み撤去されています。その中には使用可能のものも不可のものもありました。よつば小開校に向けた十四山西部小工事エリア内の、使用可能な遊具をなぜ工事エリア外に移設しなかったのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 工事エリア内にあった砂場やバックネットについては、工事作業に支障を来すおそれがあったため一旦取り除いておりますが、開校時には設置いたします。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 事務局の方、写真5をお願いします。

十四山西部小の工事エリア外の昨年秋まであった遊具が、D判定は軒並み撤去、C判定もたくさん撤去しています。方針が分からないと感じています。

写真は現在の十四山西部小の残り少ない遊具です。

全て現在C判定ですから、手をつけないとD判定で使用不可はもう目前です。よつば小ができるまでに遊具の維持をどうしていくのかですが、質問してまいります。

新たにできるよつば小に設置される遊具は確定していますか。答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） よつば小学校に設置する遊具につきましては、現在協議中ですが、児童のニーズを調査することも考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 児童のニーズとなると、遊びようのない藤棚は選ばれませんので、各地域の特色を継承するためにも、学校教育課の考えで藤棚もぜひニーズに入れてください。大藤小学校では校歌でも藤の花が歌われています。

続けます。

統合される小学校、大藤小、栄南小、十四山東部小の遊具を修繕して、よつば小に移設する考えはありますか。答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 現在のところ、遊具の移設は考えておりません。十四山西部小学校の既存の遊具と不足する分は児童のニーズを参考に新設してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） このままですと、D判定で遊具がなくなる勢いですから、新しい遊具を立派をお願いします。

では、児童が遊具で遊ぶことの意義を教育の観点から答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 児童の遊具遊びは、学びの基礎となる重要な経験となるため、教育的に大きな意義を持ちます。

登る・ぶら下がる・バランスを取るといった多様な動きは、手先や指先を上手に使うといった身体の巧緻性を養うだけでなく、遊びの中で順番を守り、ルールを共有し、年下の子を思いやることで、他者への配慮を学びます。

また、遊びを通して、どこまでが安全かを自ら判断する危機管理能力や、ここまで頑張ってみようと目標まで挑戦しようとする意欲を通じて、自己肯定感を育みます。

このように、遊具での遊びは、学びの基礎となる重要な経験と考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 遊具はできる限り修繕し、そしてどうしても持続が困難であれば、なくして終わりではなく新設を常に考え、心と体の記憶に残る遊具の提供をこれからもよろしくをお願いします。

次の大きな質問に参ります。

小学校管理運営事業の金額、予算などに関して質問してまいります。

遊具保守委託料が5年前の令和2年は33万円で、令和7年の予算では52万8,000円と約38%ほど上昇しています。遊具が増えたのか、点検内容や回数が変わってきているのか、あるいはほかの理由があるのかというところですが、伺います。

遊具保守委託料がこの5年ほどで大きく上昇している理由は何でしょうか。お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 遊具保守委託料の上昇は、業務内容を定めた仕様書に変更はございませんが、現場に派遣される技術者の人件費が大幅に増加しています。このことが保守委託料の上昇に反映されていると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 遊具が減っている中で委託料が増えているので質問しました。続けます。

事業費の修繕費とは、主に何に使われているのでしょうか。遊具修繕にも使われていますか。お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 修繕料は、主に施設や遊具の維持管理を目的として支出しております。学校環境を維持するために重要な予算として、軽微な工事や運営上必要な小規模修繕、予期しない故障や損傷が発生した際の緊急修繕にも対応するための予算としています。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） やはり遊具よりも施設の維持管理が優先になると想像できます。C判定の遊具をB判定にするより、校内の施設の維持管理が優先になると想像します。

令和7年度予算の小学校管理運営事業の事業費、修繕料は582万3,000円で市内の小学校8校で割ると約72万円ですから校内の何か修繕に使えば遊具に回す予算はほぼないと考えます。

小学校の遊具の修繕や新規設置は、小学校修繕等工事請負費のみから使われているという認識でよいでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 学校遊具の修繕や新規設置は、各小・中学校の修繕費と工事請負費で対応しております。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 業者の遊具点検の評価は厳しいとは思いますが、各小学校を合計して154個ほどある遊具で、A判定は3つほどで、割合は2%にもなりません。それほどしっかり点検されているとも言えます。最も多いのがC判定で約67%、これはD判定予備群ですから、修繕の計画が立てられます。

しかし、小学校修繕等工事請負費は令和7年度予算で約1,080万円で、市内の小学校8校で割ると1校約135万円。予算が少な過ぎてその影響で修繕が遅くなっているとも感じています。ましてや新設など遠い話となり、結果、D判定は撤去の方向、C判定でも十四山西部小のように撤去となり、遊具が使い捨てのようになっていると感じます。

質問します。

予算が少なく小学校の使用不可遊具を修繕しないことは、第5次行政改革大綱に基づき、

経費削減でお金を浮かす考えから来ていますか。答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 第5次行政改革大綱は限られた財源の中で効率的に行政サービスを提供するための取組であり、民間活力の導入や多様な主体との連携を強化し、最小の経費で最大の効果を発揮することを目指しています。使用不可の遊具につきましては撤去する等適正に判断し、修繕できるものについては、安全性と利用状況や必要性を慎重に見極めて行ってまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 今の修繕のペースではB判定がすぐにC判定となり、D判定となっています。しっかり予算をつけないと使用不可の遊具ばかりになってしまいます。小学校管理運営事業の予算が減っていて、その中の小学校修繕等工事請負費も減っています。遊具の材料費なども上昇し、金額は現状維持では安全な遊具とその数量が維持できません。

最後の質問です。

小学校管理運営事業の金額、そして小学校修繕等工事請負費を上げて遊具の修繕にお金を使ってください。予算が必要です。答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 遊具の修繕については、引き続き児童の安全を第一に考え、適切な修繕を行ってまいります。

今後も効果的に遊具修繕を進めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 児童は必ず遊具で遊んでくれますし、必ず遊具は劣化します。修繕が必要になるほど遊んでくれてありがとうと設置や修繕する側の大人は言わなくてはならないとすら思います。しっかり予算をつけることを要望します。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午前11時40分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時32分 休憩

午前11時40分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、早川公二議員。

○15番（早川公二君） 15番 早川公二でございます。

通告に従いまして質問させていただきます。

冒頭の議長のお言葉どおり、簡潔明瞭に質問をさせていただきます。市側は前向きな答弁をよろしく願います。

それでは、早速質問させていただきます。公共施設利用料についてであります。

5月から公共施設の利用料が上がるわけですが、自治体公共施設利用料の値上げには、財源の確保と利用者負担の公平性確保というメリットがある一方で、利用者の負担増大や利用機会の減少といったデメリットが考えられますが値上げの目的をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 使用料改定につきましては、値上げそのものを目的とするものではなく、利用する人が相応の費用を負担するという受益者負担の原則に基づき、社会情勢に適切に対応することを目的として、定期的に見直しを行っているものでございます。なお、このたびの改正により使用料が下がる施設もございます。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） そうですね。受益者負担の原則に基づき、社会情勢に適切に対応することを目的としているということは私も理解をしております。

私もこの議案には賛成をしたものですから、賛成したということで、これからの質問を続けさせていただくわけですが、やはり一部の市民から不安の声も上がっているということで、今回質問するという事になっておりますので、よろしく願います。

利用者の推移をお伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 各施設の利用者数を、施設名、各年度の順番で申し上げます。なお令和7年度に関しましては、令和8年2月末現在での数字になります。また、市内団体、市外団体と区別しての集計を取っておりませんので、各施設全体での数字になります。なお、総合福祉センター及び十四山総合福祉センターは、浴場及びカラオケ利用者分を除いて報告させていただきます。

総合社会教育センター、令和5年度、8万3,832人、令和6年度、8万3,312人、令和7年度、6万5,570人。

次に、白鳥コミュニティセンター、令和5年度、3万7,690人、令和6年度、2万4,120人、令和7年度、3万2,813人。

続いて、南部コミュニティセンター、令和5年度、1万6,905人、令和6年度、1万6,720人、令和7年度、1万7,766人。

次に、十四山スポーツセンターです。令和5年度、6万2,199人、令和6年度、5万8,975人、令和7年度、9万3,721人。

十四山体育館、令和5年度、1万2,558人、令和6年度、1万2,610人、令和7年度、1万

3,159人。

農村多目的センター、令和5年度、1万2,452人、令和6年度、1万227人、令和7年度、1万252人。

農村環境改善センター、令和5年度、2,808人、令和6年度、2,855人、令和7年度、3,798人。

総合福祉センター、令和5年度、2万8,792人、令和6年度、3万7,812人、令和7年度、2万6,985人。

十四山総合福祉センター、令和5年度、6,999人、令和6年度、6,497人、令和7年度、7,649人。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） 変化のあるところとないところがあるわけですが、総合社会教育センター、白鳥コミュニティセンター、南部コミュニティセンター等は多分年度によって工事のため減って、ただ、工事後はちゃんと戻っているということで理解をさせてもらってもよろしいんですかね。

あとは、増えているところでいいますと、十四山スポーツセンター、令和6年度、5万8,975人から令和7年度には9万3,721人。これは調べたところ、大会が増えたということで、大きく増えているということが理解をできます。十四山体育館においても、6年度、1万2,000が令和7年度、1万3,000と1,000人ほど、これも団体が増えたということで増えております。あとは、農業環境改善センターも増えております。これも団体が増えたということで調査をしました。

あとは減ったところがあるので、総合福祉センターが、令和6年度が3万7,000人だったものが、令和7年度が2万6,000と、テレビでこの数字だけ見ていると大きく減ったなと感じる人も見えるかもしれませんが、私が調べたところ、利用する場所が変わったというふう聞いておりますので、決して利用者が市外へ行ったとか、団体が減ったとかということではないということは御理解をいただきたいところでございます。

それでは、次に行きます。

使用料の推移についてお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 各施設の使用料を施設名、各年度の順番で申し上げます。数字の根拠につきましては、先ほどの利用者数の推移と同じでございます。

では初めに、総合社会教育センター、令和5年度、370万8,290円、令和6年度、414万8,440円、令和7年度、342万2,910円。

次に、白鳥コミュニティセンター、令和5年度、107万7,910円、令和6年度、58万8,210

円、令和7年度204万7,280円。

次に、南部コミュニティセンター、令和5年度、44万400円、令和6年度、62万7,770円、令和7年度、54万1,400円。

十四山スポーツセンター、令和5年度、332万3,690円、令和6年度、317万6,390円、令和7年度、347万3,760円。

次に、十四山体育館です。令和5年度、10万2,580円、令和6年度、10万7,280円、令和7年度、10万7,640円。

次に、農村多目的センターでございます。令和5年度、58万1,490円、令和6年度、52万5,170円、令和7年度、57万6,780円。

農村環境改善センター、令和5年度、13万2,640円、令和6年度、10万2,960円、令和7年度、3万2,640円。

総合福祉センター、令和5年度、61万1,340円、令和6年度、104万5,350円、令和7年度、95万7,620円。

十四山総合福祉センター、令和5年度、11万3,470円、令和6年度、11万2,020円、令和7年度、18万4,200円。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） 先ほど施設の利用者数についてあまり変化はないということであったんですが、値上げによって利用者が減少するのではないかというふうに思うんですが、そこら辺をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 公共施設の使用料適正化に関する方針に基づき、使用料を利用者の受益の対価として適正な額とし、市民の負担の公平性を確保するため、公共施設における使用料の額の改定を行いました。

その際に、改定後の使用料が急激に変化することがないように、激変緩和措置として、原則、改定額の上限を1.5倍までとし、また近隣自治体の類似施設よりも使用料が高額にならないようにするなど配慮を講じておりますので、活動に大きな影響があるとは考えておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） 分かりました。近隣自治体の類似施設よりも使用料が高額とならないようにするなど配慮を講じておりますということで、これはずうっと続けていただきたいことだなと思っております。その逆に、周りの施設が高額でこちらの施設を使いに来るといようなことも聞いておりますので、そうなると、地元の方たちが使えるのかなという不安もあるわけですが、次へ移ります。

次年度からの利用者数の見込みをお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 利用者の減少については想定をしていないため、今年度並みの利用者数を見込んでおります。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） それでは、次年度からの使用料の見込みをお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 利用実績による変動はございますが、令和6年度決算額をベースにすると、現行の使用料では約1,600万円の収入が改定後は約2,100万円となり、おおよそ500万円の歳入増になると試算しているところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） 500万円の増ということですが、これからどんどん物価も上がっていきますし、500万増えただけで大丈夫なのかなと私個人的には思っているんですけども、やはり値上げというものはこれからも段階的かというと、物価が上がれば値上げをしていかなきゃいけないという状況になっていくのか、そこら辺、答弁ができればよろしくお願いたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 早川議員の御質問でございますけど、やはりこれだけ物価が上がっていきますと、やはり受益者負担の原則からいきましても、本当に市のほうもいろんな光熱水費等々の値上がりで大変厳しい財政状況があるわけでございまして、そういった面でもやはりお使いいただく方にもそれ相応の負担をしていただかなければならないと思っております。ものですから、またそれは議会のほうにも御相談させていただきながら進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） 分かりました。

次に、市内・市外・営利利用、主に使用してほしいのはどの団体なのか、答えにくいとは思いますが、よろしくお願いたします。お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 市内の多くの団体に使用していただくことを考えておりますが、空いている時間帯は、市外団体や営利利用をしていただき、施設の活性化につなげていければと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） 次は、三ツ又池なんですけどいろいろとイベントをやっておるわけですが使用料は徴収しているのかどうか、使用料の設定はあるのかどうかをお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 三ツ又池公園は、愛知県の事業である県営水環境整備事業によって整備された公園であるとともに、関連団体で構成する三ツ又池管理協議会において管理されております。

基本的に、土地改良事業で整備された土地改良施設については、目的外の使用が許されていないこともあり、現在は、三ツ又池公園の利用に関する取扱要領に基づき、本市の後援等を受けて事業を実施する者などを除き、公園敷地の貸出しを行っておりません。そのため、使用に伴う料金の徴収を行っておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） 徴収を行っておりませんということですが、じゃあ、ほかの施設で何かのスポーツの団体が大会をするとなったら徴収していないんですか。徴収していますよね、きっと恐らく。

三ツ又池でも徴収をするように考えていくべきだと私は思いますけれども、その辺、再質問します。答弁をお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 三ツ又池公園ですが、先ほど答弁いたしましたように、県営水環境整備事業、県の事業で施工した公園であるわけございまして、当初は十四山村が、そもそもは、できたときは、孫宝排水土地改良区で管理をしてくれというようなお話があったということも聞いております。

その後、十四山村が受けまして、弥富市ということになっているわけございまして、当初の成り立ちからいって、やはりこれは水環境という、本当に土地改良事業でできた公園ということもあって、市民の皆様にも憩いの場として使っていただきたい、そんな思いで当初は造られた公園でありますものですから、今、議員が言われますように、ほかの施設では有料ということも往々にあるものですから、今、協議会を立ち上げてやっておりますけど、この4つの団体、弥富市、そして愛西市、孫宝土地改良区と海部土地改良区と4つの団体がありますものですから、今後相談して、そういったことも決めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） 分かりました。ありがとうございました。

次、三ツ又池が入ってしまったんであれですが、全体的な公共施設使用料について、減免率は変わるのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 使用料の減免制度は、施設の設置目的や利用者の個別事情などを

考慮して、真にやむを得ない特別な事由がある場合に限って適用が認められるもので、その取扱いは特に厳格なものでなければならないと認識をしております。

言うまでもなく公共施設の使用料は、利用者にとって最小の負担となるように低価格の設定をしておりますが、減免を適用することで、利用していない市民の税金から補填されることとなります。このことを踏まえ、負担の公平性を損なうことにならないよう、丁寧に議論しながら見直しを検討する必要があると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） 次ですね。文化協会、スポーツ協会の団体登録数の推移をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 文化協会は、令和5年度、33団体、令和6年度、32団体、令和7年度、33団体であり、令和8年度は32団体となる予定でございます。

続いて、スポーツ協会は、令和5年度、60団体、令和6年度、54団体、令和7年度、51団体であり、令和8年度は47団体となる予定でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） 分かりました。文化協会は1団体少なくなるのか。スポーツ協会が、私が想像しておったのとは逆で、減るということではちょっと想定外でありました。

では、次の質問に入ります。

全国的に自治体の文化協会では、高齢化による会員減少が顕著であり、新たな世代へのアプローチが喫緊の課題となっております。

そこで、現会の継続と新たな世代へのアプローチ等をどのように考えているのか、また、文化協会、スポーツ協会においては、市内行事等で協力をしていただいておりますので、公共施設の使用料減免率を他団体よりも上げられないか、今後の考えをお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 先ほどの回答にもありましたように、団体登録数に関しまして、文化協会はほぼ横ばいであり、スポーツ協会に関しましては、年々少しずつですが、減少しております。

文化協会には、毎年、洋邦楽舞発表会を開催していただき、スポーツ協会には、各種市民大会を委託したり、スポーツ行事や教室を行っていただいている状況でございます。そのような状況で、各協会の登録数が減少をしていくことは、本市の文化・芸術の振興及びスポーツ振興の衰退化につながってしまいます。

各協会と連携し、新たな世代へのアプローチを強化しつつ、公共施設使用料の減免率についてなど、各協会へ加盟するメリットを探りながら、団体登録数が増加していくよう検討し

てまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） 次ですが、公共施設において、飲食が可能な施設はあるのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 飲食可能な施設は、全ての部屋というわけではございませんが、総合社会教育センター、十四山スポーツセンター、白鳥コミュニティセンター、南部コミュニティセンター、農村多目的センター、農村環境改善センター、総合福祉センター、十四山総合福祉センター及びいこいの里になります。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） 結構あるんですね。私は市民から市内公共施設で飲食ができるように施設を増やしてくれないかという相談があったものですが、これ入れさせていただいて、答弁を見てびっくりしております。結構あるんですね。

ただ、これ以上増やす考えはあるのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 御指摘の件ですが、先ほどお答えしましたように、全ての部屋というわけではございませんが、ほとんどの施設が飲食可能となっており、そのため、現在、増やすという考えはございません。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） これだけの施設があれば私も十分だと思いますので、分かりました。ありがとうございました。

次ですが、近年、公共施設でのキャッシュレス決済導入は国を挙げて推進されており採用する自治体が増えています。これは利用者の利便性向上と施設運営の効率化が主な理由です。

本市においても、公共施設利用料のキャッシュレス決済を導入してはどうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 令和8年度の予算に、施設予約システム等導入委託料としまして1,500万円を計上しております。施設予約システムの導入と同時にキャッシュレス決済の導入も検討しております。

また、施設予約システムに関しましては、令和9年4月分の施設申請から導入できるように進めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） 分かりました。キャッシュレス決済の導入も検討しておるとい

とでありますね。分かりました。

次、最後ですかね。最後の質問です。

地域活動等を行った市民、市内のイベントに参加した団体等にポイントを付与して、公共施設使用料として使えるようにできないか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 他市の自治体にこのような制度を導入していないか調べたところ、過去に行っていたが、現在は、市の事情により廃止をしたということでした。

本市においても、そのような制度を導入することは現時点では困難であると考えております。理由としまして、ポイント付与基準や活動内容の評価方法について、公正な評価基準を設定することは容易ではないと考えます。

また、施設を利用することによって受ける利益またはサービスの対価として使用料を負担いただくという受益者負担の原則からすれば、ポイント充当を認めることは、ポイントをためたくてもためることができない人たちとの公平性から、慎重な検討が必要になると考えられます。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） 分かりました。

ポイントは無理ということであるわけですが、この一般質問を通して、市外の方たちが結構増えてきているという状況があつて、私が思うには、やはり地元の人たちが得をするようなことをしてほしいわけですよ。だから、市外の方たちがなぜ来るかといったら、自分たちが住んでいる自治体の使用料に比べて、こっちが安いから来ているという現状じゃないですか。だったらもう地元の人たち、地元に登録している団体の人たちは減免率をやはり上げていただきたいですよ。やっぱり差をつけてほしいです。

だから、市外の方たちがいっぱい増えて、さっき最初にも言いましたけれど、市内の人たちが使えない不自由な思いをすることは、私はあつてはならんというふうに考えておりますので、ぜひその辺の差別化じゃないけれども、きちっとした差はしっかりとつけていただくことを要望いたしまして、私の質問は以上とさせていただきます。終了します。ありがとうございました。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後1時5分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時05分 休憩

午後1時05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、平野広行議員。

○16番（平野広行君） 16番 平野広行でございます。

通告に従って質問をいたします。

12月議会では、産業廃棄物中間処理施設での火災及び自動車解体ヤードの火災について、これらの施設からの火災に対する認識と今後の取組について質問をいたしました。

これらの事案に加え、近年、全国各自治体において、産業廃棄物に属さない特定再生資源物を有価物として扱い、屋外で保管している事業所からの火災はもちろんのこと、騒音、振動、悪臭、ごみの飛来、夜間の操業、油汚染等様々な形で生活環境の悪化が進み、本市においても周辺住民より多くの苦情が寄せられております。これら特定再生資源物の屋外保管を取り締まるには、産業廃棄物処理法では対応できません。なぜなら、それは再生資源物を有価物として扱い、それをなりわいとしているからであります。

愛知県においては、盗難自動車の解体に伴う問題については、これらを規制する自動車ヤード条例が制定されておりますので、この件に関しては本市においても県条例を適用し、取り締まることができます。しかしながら、再生資源物である有価物を屋外に保管して事業を行っている事業者に対しては、これらを規制する条例もなく、取締りができないのが現状であります。

このような事案は全国各地で見られ、令和3年あたりからこの問題に対処すべく、全国各自治体、特に市においてはスクラップヤード条例が制定され、周辺住民の環境悪化を防止する取組が進んでおります。これら火災の事例として、直近では、近隣自治体においては、今年1月末に稲沢市において、そして3月に入って小牧市においてスクラップヤードからの火災が発生し、周辺住民からは不安の声が上がっております。12月議会でも特に火災に対しての対策について質問しましたが、そのほかにも騒音、振動、悪臭、ごみの飛散等の苦情が寄せられております。

昨年、本市において特定再生資源物の屋外保管をしている事業所の周辺住民から、火災の心配または生活環境の悪化に対する問題提起があり、周辺住民、市、環境課、市民協働課、海部南部消防署、そして業者との間で問題解決に向けて協議を進めていく中で、スクラップヤード条例の制定が求められてきました。

本市では、特定再生資源物を倉庫などの屋内に保管して事業を行ってみえる事業者もあります。屋内に保管することに関しては、周辺住民への環境悪化はありませんので問題がないわけですが、問題となるのは屋外に特定再生資源物を保管している事業所であります。

12月議会における私の一般質問において、市長からは、これらの問題を重要視して、今後調査・研究をしていくとの答弁もありましたが、条例制定するとの確かな答弁はありませんでした。調査・研究では、条例制定までには時間がかかります。のんびり構えている場合で

はありませんので、その後どのように取組が進んでいるのか、また条例制定をしなくても問題の解決策を検討されているかもしれませんが、今日はスクラップヤード条例を制定することを想定して、その進捗状況も含め、条例制定の考え方について順次伺っていきます。

まず、全国市町村において制定されている特定再生資源物の屋外保管に関するスクラップヤード条例に対する認識を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） お答えいたします。

他自治体で制定されているスクラップヤード条例の多くは、県及び人口10万人以上の市で制定されております。

条例で規制対象としているものは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の廃棄物に該当しない、広く使用済みの物品であります。この答弁においては再生資源物と呼称することといたします。

この条例により保管基準を設定することで、再生資源物の屋外への堆積や保管を規制し、その遵守を義務づけるものと認識しております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 条例の内容についてはしっかりと認識されていると理解しましたが、条例を制定している都市の規模については、人口10万人以下の自治体が約20%も占めております。ただいま市の答弁では、多くは県とか人口10万人以上の市と制定されているという答弁ですけど、この辺りが少し認識が違うかなと思っております。

このスクラップヤード条例が制定されてきたのは令和3年頃で、ごく最近であります。特に関東地区を中心に千葉市、袖ヶ浦市、茨城県の常陸大宮市、坂東市、埼玉県の越谷市、さいたま市、川口市等、主に市の単位で進んでおります。袖ヶ浦市は人口6万6,000人、常陸大宮市は3万7,000人、坂東市は5万1,000人でありまして、本市とよく似た人口規模の自治体であります。

ただいまの答弁の中で、再生資源物と呼称すると言われましたので、以後の質問において、私も再生資源物と表現をさせていただきます。

次に、本市において再生資源物を有価物として屋外で保管しているヤードは何か所ぐらいあるのか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 本市では把握していないため、産業廃棄物関係の事務を所管しております愛知県海部県民事務所環境保全課に確認したところ、スクラップヤードに対応する法律がなく、スクラップヤード事業者には届け出る義務もないため把握していないということでありました。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 本市でも県でも設置数は把握していないとの答弁ですが、写真を事務局、お願いいたします。1番、そして2番。

この写真ですけど、南部地区においてよく見かけるスクラップヤードであります。

この地域を見渡した限りでは、自動車に関するヤード数に比べれば少ないとは思っております。先ほども述べましたように、産業廃棄物については廃棄物処理法で対応ができますが、再生資源物が有価物として扱われている場合は、廃棄物処理法では対応できず、生活環境の悪化、犯罪対策として、これら有価物の屋外保管事業所に対するヤード条例が必要になってきます。

自動車の盗難防止に関して、解体及び油流出による汚染防止の自動車ヤード条例は、主に県条例として多くありますが、スクラップヤード条例に関しては、本市と同規模の自治体での制定がほとんどであります。

特に埼玉県、茨城県を中心とした関東地区の多くの自治体で、令和3年頃から条例の制定が進んでおります。これらの先進地域のスクラップヤード条例を参考にしながら、本市の条例制定に対する考え方を、主な項目について順次伺っていきます。

条例制定するには、その目的、これが大事であります。設置に向けて進めていく場合、この目的に対する市の考えを伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 多くのスクラップヤード条例は、再生資源物の屋外での不適正な堆積や保管を規制し、その遵守を義務づけることで、住民の生活安全の確保及び生活環境の保全を目的とするものと認識しております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 目的の考え方はこれでいいと思います。

そこで一番大事なものは、許可制にするのか、届出制にするのか、どちらかであります。市の考えを伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 他自治体の条例を確認しますと、許可制の条例が10件と多数であり、届出制の条例は7件でありました。

これら既に制定されている条例は、それぞれの自治体の実情に適した実効性の確保が担保できる制定であることから、本市においても、実情に適した実効性の確保の観点から、制度を十分に検討する必要があると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） スクラップヤード規制条例には、自治体によってヤードを運営する

前に行政機関から許可を得なければならない許可制と、一定の情報を届け出ることによって事業を開始できる届出制、この2つがあります。

許可制の場合は、事業開始前に行政で定めている設置や運営体制に関する条件が満たされているかを行政機関が審査し、許可を得なければ事業開始は認められません。一方、届出制の場合は、一定の情報を行政機関に届け出ただけで事業を開始することができ、手続が簡素であり、比較的短期間で事業開始ができます。許可制であれば、手続のハードルが高くなり、不適切な保管や処理を抑止する効果があるほか、不適正な業者、悪質業者を排除できる制度ですが、許可制を採用するのはちょっと難しいと、こういうふうに答えている自治体も多くあります。それは許可制を取れば許可事務を行うことになって、その作業に人を割くこととなりますので、結果として対象事業場の把握や指導が行き届かなくなり、実効性のある行政指導ができなくなることが課題となると、こう言われております。

総務建設委員会で、ヤード条例の行政視察で兵庫県の三木市を予定しておりましたが、大雪による交通規制のため現地視察ができませんでした。三木市からは、いただいた書面回答の中で、法よりも厳しい規制は不要と、こういう考え方の下で届出制を取ったとの回答をいただいております。

また、埼玉県川口市では、令和3年に制定した条例では届出制ではありましたが、周辺住民からは、事業者が住民への周知手続や苦情に対する対応が不十分等の苦情が多く寄せられ、令和7年には条例を改正し、許可制にした事例もあります。このように自治体において考え方が分かれています。

このようなことから、先ほど部長の答弁にありましたように、本市としても、この点についてはしっかりと議論する必要があると思います。ただ、私としては、個人意見ですが、周辺住民の生活安全確保及び生活環境保全のためには、規制強化する許可制を取るべきと考えております。

制定する条例において用語の意味を定めませんが、主なものとして、再生資源物とはどのような定義づけをするのか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 規制対象とする再生資源物は、様々なものが規定されており、再生資源物として統一された物ではありません。このことから、本市において何を規定すれば実効性が高くなるのかを含め、愛知県海部県民事務所が主催する情報交換会などにおいて情報を共有し、様々な意見を交換しながら定めることが望ましいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 越谷市、さいたま市、常陸大宮市の条例においては、再生資源物の定義として、木材、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、陶磁器、プラスチック、その他こ

れらに類する材質を原材料とするもの及びこれらの混合物をいうと、このように定めております。ほほほかの自治体でも、同じ種類のことを定義しております。本市においても同じものになるのではないかなと私は思っております。

それでは次に、屋外保管についての定義を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 屋外保管とは、業として再生資源物の取引を行うため、建物の外において再生資源物を保管することをいうと規定されているものが多くございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 屋外保管する事業場の規制については、周囲の囲いとか塀の高さとか、汚水及び油の流出防止とか、ごみの飛散とか、ネズミ、そして害虫対策、火災の発生及び保管物の火災の延焼防止対策、その他細部にわたる規制が必要になってまいります。

また、このほかにもまだまだ定めなければならない用語が出てきますが、これらについて、これも十分検討して定める必要があります。

それでは次に、地元への説明会の開催についての考えを伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 他自治体の条例によりますと、再生資源物の屋外保管業を行うおうとする者は、あらかじめ周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他業務の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならないと規定されておりますが、条例によらない場合でも、地元と事業者との合意形成は必要であると考えております。

本市としましては、事業所の本格参入前に、地元とのルールの確定及び当該事務所による誓約書の作成が有効な手法の一つではないかと考えておりますので、まずは地元でしっかりと話し合いをしていただきたいと思います。

本市としましても、状況を確認し、先例等を調査の上、情報提供を行うとともに、関係機関等と調整し、当該事務所へ指導をしてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 地元説明会においては、新しく事業を始めるに当たっては、一般的には、農地を埋め立て、雑種地としてからの事業開始になるわけですが、転用に当たっては地元自治会によって転用の許可基準を設けている自治体がほとんどであります。そこで協議がなされて、基準に当てはまれば許可が出ます。この地元協議に当たり、本市のスクラップヤード条例があれば、地元の転用同意の許可要件と併せて説明し、お互い十分理解した上で地元との合意ができます。このためにも市の条例制定が早急に必要になってくると私は思っております。問題が発生してからでは遅いわけです。

今の答弁では、地元との誓約書、そしてルールづくりが有効な手法の一つと考えていると、

こういう答弁で安心はいたしました、これは本当に大事なことでありますので、ぜひそのような対応をお願いしておきます。

次に、事業計画者との事前協議について考えを伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 他自治体の条例の中には、事前協議の規定がない条例が多数を占めておりますが、事前協議が規定されている場合には、事業予定者は事業計画を策定し、あらかじめ行政機関と協議しなければならないとされております。

農地転用や宅地開発行為などに関する指導要綱など本市の他の事例でも事前協議を必要としているものがありますので、他自治体の事例をよく研究してまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 条例の中に事前協議の規定がない自治体が多数を占めている、こういう答弁ですけど、私は、本市においては、事業者との間で条例に沿って事前協議をしていくということが絶対に必要であると思っております。

この間も、テレビ番組で埼玉県川口市のスクラップ置場で有価物と称するごみの山に関するテレビ放送がされておりました。業者曰く、ここは有価物の仮置場で千葉県へ運んでそこで製品化すると、こういう説明で、期間については1年間ということでしたが、実際は5年経過した今も有価物と称するごみは増える一方で、悪臭が漂い、洗濯物も外に干せないといった状況を映し出しておりました。埼玉県と千葉県、お隣同士の行政区になりますので、同時に、連携して取り組むことができるシステムの構築が必要であると思っております。

本市におきましても同様の事案があつて、12月議会で平居議員から行政をまたぐ産廃に関する質問がありました。これと同じで、解決には行政区をまたぐ問題は縦割り行政ではなく、行政区同士が同時に連携して取り組むことができるシステムの構築が必要であると思っております。

さて、本市においての大谷地区の件ですが、本来は事前協議で行うことを、現在、事後協議として行っております。

事務局、写真をお願いします。

3番。この写真が事前協議前の写真であります。

次、4番をお願いします。

4番、これが事前協議後の写真であります。

写真にあるように、再生資源物の入った袋の積載、高さが塀の高さまで落とされ、低くなりました。やはり話合いが大事なことであります。条例を制定すれば必ず事前協議を行うこととなりますので、絶対に必要であると思えます。

それでは次に、市の責務について考えを伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 他自治体の条例によりますと、事故時の措置の規定には、行政機関は屋外保管事業者が必要な措置を講じていないと認めるときは、本事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができるかとされております。

また、行政の責務としては、屋外保管が適正に行われるよう、関係機関と連携し必要な措置を講ずるとされておりますのでこのような措置を講じていくものと認識をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 市としては、この条例の目的を達成するため、屋外保管者に対し、適正な屋外保管を行うよう必要な指導または助言を行うとともに、関係機関と連携して市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に努めなければなりません。これは市民にとって非常に大事な項目ですので、はっきりと明記していただくよう求めておきます。

それでは次に、事業所への立入検査についての考えを伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 他自治体の条例によりますと、条例の施行に必要な限度において、事業場または事業者の事務所もしくは事業場その他の施設に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させることができると規定されており、再生資源物のヤード内保管などの適正化のための立入検査のみ認められております。

このことから、定期的に立入検査を行うものではなく、条例に定められている保管基準が適正に守られていないと疑われる事案が発生した場合に、その都度立入検査を行うものと認識をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 条例の適正化に向けて、警察職員の立入検査あるいは自治体職員の立入検査を進めている自治体もあれば、刑事罰としての罰金や拘禁刑はせずに、立入検査や指導、勧告のみにとどまる自治体もあります。定期的にこれを行うのか、先ほどの答弁のように事案が発生した場合にその都度行うものなのか、この点についてもしっかりとした議論をする必要があると思っております。

それでは次に、条例に違反した場合の罰則についての考えを伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 既に17自治体でスクラップヤード条例が制定されており、そのうち14自治体が罰則規定を定めております。

罰則規定を定めた理由として確認できる範囲では、実効性の確保手段や抑止力としての機能を期待するものがございます。

スクラップヤード条例というくくりであっても、許可制の場合は罰則が規定されており、

届出制の場合は罰則が規定されているものと、規定されていないものがあり、対応は様々であります。

条例を制定する場合は、許可制と届出制のどちらが望ましいのか現在は分からない状況でありますので、先進事例を参考にして、どのような規定であれば十分な効果が期待できるのか、慎重に研究をしていく必要があると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） スクラップヤード条例を制定している17自治体のうちで、約8割に当たる14の自治体が罰則規定を定めている、こういった答弁ですけど、許可制にしる届出制にしる、規定に違反した場合には1年以内の拘禁刑または100万円以下の罰金に処すと、このように規定がされております。やはり条例を守る抑止効果としても罰金刑は必要であると思いますが、罰則規定の詳細については、事業者に対して納得できる説明責任が生じますので、その点についてはしっかりと検討していただきたいと思います。

今日は、スクラップヤード条例の制定を進める場合の市の考え方について伺ってきました。まだまだ多くの規制項目があり検討していかなければなりません、主な検討事項について市の考えを伺いました。

最後に、この条例制定について市長の考えを伺うのはもちろんですが近年において、市内全域における市民への生活環境の悪化についてどのような認識を持ってみえるのか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 市民が健全で健康な生活を送るためには、生活環境の保全が重要であることは御承知のとおりでございます。

本市は市制施行20周年を迎えようとしております。この間には、コンテナバースの開港や高速道路網の整備が進む一方で、幹線道路の整備による大型トレーラーの往來の増加や、自動車ヤード事業者、事業所が急速な広がりを見せているなど、本市を取り巻く環境は大きく変化をしてくれております。

御質問の件に関しましては、現在、愛知県海部県民事務所が主催をして、本市を含め自動車ヤードに関する様々な部署が一堂に会し、情報交換並びにヤード問題に対応するための手法を研究しております。

また、環境省では、スクラップヤード等の実態把握とその対策の在り方を検討するため、ヤード環境対策検討会を設置し、令和7年3月に取りまとめた令和6年度ヤード環境対策検討会報告書によりますと、多くの自治体が条例制定よりも国レベルの法制度による規制を要望していることが分かりました。

今後も、本市といたしましては国の動向を注視しつつ、どのような対策が最も有効であるかなどを愛知県海部県民事務所や蟹江警察署などが一堂に集まる情報交換会で情報を共有し

ながら、慎重に取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 今の市長の答弁の中で、国、環境省のほうでスクラップヤード等の実態把握とその対策の在り方を検討するため、ヤード環境対策検討会を設置して、令和7年3月に報告書をまとめたとの答弁ですが、ヤード環境対策検討会についてというのを私は初めて耳にすることで、この辺りの説明を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 梅田環境課長。

○環境課長（梅田英明君） 環境省では、平成29年の改正廃棄物処理法の施行から5年以上が経過した令和6年にその施行状況を点検するとともに、環境対策が不十分なヤードに関する対応を検討するため、令和6年10月から有識者を委員とするヤード環境対策検討会を5回にわたり開催しております。

令和7年3月には、自治体や業者団体からのヒアリング、自治体に対する実態調査の結果などを踏まえ、必要となり得る環境対策等について、令和6年度ヤード環境対策検討会報告書が取りまとめられております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 令和6年度ヤード環境対策検討会報告書によると、多くの自治体が条例制定よりも国レベルの法制度による規制を要望しているとの答弁ですが、スクラップヤード条例は、愛知県下はどここの自治体でも制定されておられません。愛知県下ですよ。

私が今日質問したのは、本市がいち早く条例を制定して海部地域をはじめ、同じ悩みを持つ自治体の手本を示すんだと、こういうぐらいの気概を持って取り組んでいただきたい、こういう思いで質問をいたしました。

しかし、国レベルでの法制度による規制ができるということであれば、それに勝ることはないと思いますが、これはいつできるか分かりません。様々な面から検討して、要は市民生活の環境を悪化させない対策をいち早く取ることが大事ですので、私としてはスクラップヤード条例の制定を急がなければならないと思っております。

最後に、市長の施政方針の中から環境問題について、また先ほど答弁にもありました市内の環境の変化に対する認識の中から、私の少し見解を述べさせていただきます。

環境問題といってもいろいろあります。市長も同じようなことを先ほど言われましたけど、大型車両の通行量の増加による道路損傷による振動、騒音の問題、また中古車置場の増加によるナンバープレートなし車両の危険運転、産廃中間処理施設ヤードからの火災等による生活環境の悪化。

特に南部地区においては、地域住民の皆様から御指摘を受けております。

これらの対策としては、警察による取締りしか有効な方法はないと思っておりますので、今後さ

らに一層警察との連携を深めて交通安全対策に取り組んでいただきたいと思います。

今、栄南学区では、小学校の跡地利用において、市民の皆さんからのアンケート調査を行いました。その中には交番の設置、あるいは栄南保育所の移転ということの要望もありましたので、市としても県への要望活動をお願いしておきます。

また、後を絶たない不法投棄、これについては、監視カメラの設置、環境パトロールによりタイヤ等の不法投棄の量は、データから見ますと5年間で2.5トンほど減少してきておりますが、ごみのポイ捨て、これは相変わらずです。草むらに大量に捨てられているのが現状であります。この間も、山と堤防ののり面の雑木の伐採を県のほうで行っていただき、大変見晴らしがよくなり、交通安全上はよくなりましたが、伐採した後から見えてきた投棄されたごみの量、これは半端ではありませんでした。10年前、安藤市長が県議会議員のときをお願いしてやっていただいて、それから10年ぐらいたっているわけですが、今回も同じぐらいの量のごみが出てきました。

これらの対策としては、環境課において重点地域を定め、ポイ捨てごみの回収をして、ごみの散乱がないように絶えず監視することです。きれいなどころにはごみは捨てません。そして、これらの地域を重点地域として指定し、監視パトロール体制の強化の充実を図ることが一番の効果であると思いますので、地域の方と連携して取り組んでいただきたいと思います。

また、本市においても、外国人の方が増えて、家庭ごみの出し方等で市内各地で問題が生じております。集積場へのごみ出しルールについては、外国語表記をはじめ様々な方法で取り組んでいることは承知をしております。文化の違いと言ってしまうまでもありますが、どんなことでも一緒ですけど、共生が大事であると思っております。排除をするのではなく、きちんとしたルールづくり、それを守っていくこと、これが大事であると思います。教えてあげるといことですね。人によって考え方はいろいろです。

本市においては、企業進出が進むと同時に外国人の就労者も増えてくると思います。同じ生活圏で生活していくには、ルールをしっかり理解し、これを守ってお互いウィン・ウインの関係で生活していくことが大事であります。初日の市長の施政方針では、環境衛生に対する取組に対しての考えが循環型社会の実現という言葉で簡単に片づけられておりましたが、私が今日質問した市民生活に直結する対策、外国人のごみ出しの件も含めて、日常生活に合った取組について踏み込んだ発言を期待しましたが、スマートな発言で残念でありました。

いずれにしても、弥富市が産廃のまち、ヤードのまちにならないよう、生活環境が充実した、きれいなまちづくりが行われることを期待して質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後1時45分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時40分 休憩

午後1時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、小久保照枝議員。

○9番（小久保照枝君） 9番 小久保照枝でございます。

通告に従いまして、一般質問させていただきます。

1点目は、弥富市の防災力向上について、2点目は、地域猫活動を支える仕組みづくりについて質問させていただきます。

本年3月11日で東日本大震災から15年を迎えます。当時、テレビ越しに見た津波の破壊力、避難所での混乱、情報が届かない不安、あの光景は今も私たちの胸に深く刻まれております。命を守る備えは、平時の不断的努力によってのみ実現する。大規模災害からのこの教訓を弥富市の防災力の向上につなげていくことが私たちの責務であると考えます。

そこで今日は、市民の命を守る実効性ある防災をどう構築していくかという観点から質問させていただきます。

本市では、地域の自主防災や行政、学校などで防災訓練を積み重ねています。また、市民の防災意識向上を図るため、防災出前講座に取り組んでおります。

先日、地元マンションでも防災課によるマンション防災出前講座を開催していただきました。一人一人が日頃から災害に対して備えるとともに、人間関係が希薄化する中で、居住者同士が協力して防災・減災に取り組むことが重要であることを学びました。

そこで質問いたします。

直近3年間で防災出前講座は年何回開催され、延べ参加人数をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 防災出前講座の直近3年間の実績につきましては、年度、回数、参加者数の順番で御回答いたします。

令和4年度10回422人、令和5年度13回633人、令和6年度21回858人でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 年々回数や人数も増え、市民の意識が徐々に高まってきていると推察いたします。

では、防災出前講座の具体的な内容についてお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 防災出前講座に申し込んでいただく際、弥富市まちづくり出前講座申込書に希望される内容を記入していただきます。

最近の主な希望内容につきましては、避難所資器材の組立て体験、避難所運営方法の解説、南海トラフ地震臨時情報の解説、防災安全メール、市公式LINE、ヤフー防災アプリなどの防災情報の取得方法の手順、水害や地震などの災害に対する備え方、障がい者の避難所生活などがございました。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） たくさんのお出前講座の内容をお伺いいたしました。

では、今後改善すべき点や新たにに取り組む予定の内容があればお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 防災出前講座につきましては、講話だけではなく、簡単なワークショップによる避難所レイアウトの作成や各種資器材の組立てやロープワークなど、体験型を幅広く取り入れるとともに、国・県の各種啓発資材等を有効に活用して、分かりやすくお伝えできるよう工夫しております。

また、講座の終了時には、簡単なアンケート等により御意見を伺い、改善可能な点から順次見直し、市民の皆様のニーズに沿った内容の充実を図ってまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 今後も防災意識の向上を目指し、市民の皆様がためになった、勉強になったと言っただけですよう、御尽力をお願いいたします。

次に、平成28年度より弥富市防災ワークショップが開催され、私も参加させていただきました令和5年、6年度は災害時の避難所運営方法、令和7年度は住民による避難所立ち上げをテーマに、自主防災会、保育所、小・中学校の先生方、女性の会のメンバーなどが各学区で参加され、行われています。

令和5年度12月の一般質問において、避難所運営に関して質問しました。ワークショップで出された意見を参考に、避難所として使用できるスペースと施設管理上、避難者が立ち入ってはならないスペースを施設管理者と確認していただき、見取図を避難所運営の参考例という形で準備が必要だと要望いたしました。

また、避難所運営マニュアルは、平成27年度に作成され、マニュアル本編は初動期、展開期、安定期、撤収期の文章で構成され、附属資料も様式集、リーフレット集など、別冊も併せて避難所に配備されており、本当にたくさん量とページ数という部分で、10年以上たっているマニュアルの見直しも併せて要望させていただきました。

そこで質問いたします。

各避難所レイアウトの見取図（参考例）と避難所運営マニュアルの作成など、進捗を教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 大規模災害が発生すると、市の職員は市内の被害状況の確認や安否確認作業、また受援体制の構築や支援物資の調達など多岐にわたる業務に追われるため、長期間避難生活をする避難所の運営については、避難者自らが中心となって運営をしていただくこととなります。このため、避難者で構成される避難所運営委員会が、避難者の人数や家族構成の特徴などを踏まえ、避難所指定エリアの範囲内でレイアウトを適正に判断し、必要に応じて配置の調整等を行うこととなります。

防災ワークショップにおいて参加者の皆様が作成した避難所レイアウトの見取図につきましては、各グループがそれぞれの想定や視点に基づき、工夫を凝らしてレイアウト案を作成していただきました。避難所のレイアウトは、特定の一案のみが正解ということではなく、長期間にわたる避難所生活において発生する多種多様な状況に応じて臨機応変に対応するものだと考えております。

また、発災直前の施設の使用状況や発災後の施設の被害状況などにより、避難所としての使用方法が大きく左右されます。このため、避難所レイアウトの見取図につきましては、参考例は示さず、避難所指定エリアのみを表記した形で、今後、各避難所に順次配備を予定しております。避難所運営資器材を収容した避難所開設ボックスの中に入れる方向で現在検討しております。

なお、避難所運営マニュアルにつきましては、現在、国や県の指針等を踏まえ、本市の実情に合った形に修正することを目的に、内容を見直して進めておるところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 避難所レイアウトの見取図は作成されず、避難所指定エリアのみ表記し、配置していくとのことでした。

この避難所運営の手引きを御覧ください。

書画カメラをお願いします。

昨年3月に、海部南部消防組合議会視察研修で四日市市防災教育センターなどを視察し、防災教育を学ばせていただきました。そのときに説明していただいた冊子です。ちょっとその部分だけ大きくしております。

この避難所運営の手引きは、東日本大震災などの大規模災害の経験を踏まえて作成されたもので、トイレ、衛生、防犯対策など、女性や要配慮者にも優しい避難所運営の手引です。11ページでイラストが多く、その中には避難所レイアウトの例やアドバイスが掲載されています。

書画カメラ2をお願いします。

会場ごとにレイアウトも変わってくるのは承知の上ですが、レイアウトの例があると、緊急に避難所を運営される市民の方にとっては、スムーズな運営につながるものだと思います。

書画カメラ3をお願いします。

また、避難所運営の流れ、時系列チェックも時間、動き、避難所運営本部などの運営の仕方も掲載されており、活動の目安としてもとても参考になるものだと思います。

書画カメラ、ありがとうございます。

避難所運営・開設ボックスの中に、避難所の指定エリア、避難所レイアウトの例、避難所運営の流れ、時系列チェックを少し大きめに拡大し、ラミネートして入れておくと、開設時に役立つと思います。また、今後検討される防災マニュアルにおきましても、ぜひ先ほどの運営の手引を参考にさせていただきたいと要望しておきます。

全国では、デジタル防災の取組が進んでおります。避難者の誘導、整理班では、名前、性別、健康状態を聞いて避難者名簿を作成していきます。

デジタル庁では、令和7年度よりマイナンバーカードの活用に関する検討が進んでおります。先日、三重県名張市において、マイナンバーカードやアプリの入ったタブレット端末を使い、避難者の受付実証実験が行われました。

災害時、避難所受付の混雑や情報伝達の遅れは市民の不安を増幅させてしまいます。マイナンバーカードを用いた避難所受付の簡素化やLINEを活用した防災情報配信、安否確認の導入が期待されています。

そこで質問いたします。

マイナンバーカードやLINE等を活用した避難所受付の導入、デジタル防災サービスの拡充について、今後の方向性をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 近年、日本各地で頻発化、激甚化している災害を踏まえて、マイナンバーカードを活用した避難所運営のデジタル化は、受付手続の簡素化をはじめ、身元確認の迅速化や避難者情報の正確な把握、また避難所運営の効率化に大変有効であると認識しております。その中でも、市民が日頃から使い慣れているLINEなどのデジタルツールを活用することにより、避難所開設状況の確認をはじめ、車中泊や在宅避難者へのサポート、さらに住家被害があった際に必要となる罹災証明書の申請など、幅広い支援が可能になるといった面でもデジタル化は重要であると考えております。

しかしながら、便利である反面、マイナンバーカードをお持ちでない方や要支援者などデジタル利用が難しい方が取り残される可能性もあるため、この点も配慮した運用方法を構築する必要があるとともに、導入における費用対効果の観点からも十分考慮する必要があります。このため、本市のデジタル防災体制の在り方につきましては、災害時の運用に限定をせず平時からの利活用方法も視野に入れ他自治体の先進事例を参考に研究をしてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） デジタル防災は、研究も必要かと思います。平時からの利活用も視野に入れ、いざというときの利用がスムーズにできるよう検討していただきたいと思います。

次に、災害時、最も困難な状況に置かれるのは、障がいのある方、高齢者、要配慮者の皆さんです。

先日、地域にある障がい者グループホームの地域連携推進会議に参加させていただきました。親亡き後、安心して生活を支え、見守っていただけるグループホームは、今後一層増えてくる事業だと思います。

お話の中で、災害時の防災への取組や地域との関わりなど、心配する課題が多くあると話されました。要配慮者支援マニュアルの充実、個別避難計画、訓練への当事者参加の促進が重要だと考えます。

そこでお伺いいたします。

市として、グループホームや障がい者施設に対する防災への取組をどのように考えているのかお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 市地域防災計画における洪水等の浸水想定区域内の要配慮者利用施設につきましては、避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務づけられていることから、グループホームをはじめとする障がい福祉サービス事業所等に対し、計画未作成の場合は速やかに作成していただくよう依頼をしております。その際、必要性を御理解いただくためのリーフレットのほか、作成支援の一環として、計画のひな形や記載例などを参考として提供しております。

また、障がい福祉サービス事業所等から防災に関する出前講座の依頼があった場合は、防災課及び福祉課の職員が連携の上、講座を実施しております。

今後も福祉関係事業所等から各種防災に関する取組への相談などがございましたら、可能な限り支援をまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 障がい者グループホームや福祉関係事業所など、災害が起きるとパニックになってしまう利用者さんが大勢見えると思います。福祉事業者や職員スタッフ向けの防災講座など大変心強い取組だと思います。可能な限り支援をよろしく願いいたします。

次に、当事者参加型の地域防災訓練をどのように進めていくのかお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 障がい者や高齢者などの要支援者につきましては、本人の同意の下、避難行動要支援者名簿に登載し、各地区自主防災組織等に情報を提供しております。

また、毎年4月に開催している自主防災会全体会におきまして、当該要支援者名簿の活用方法の参考例として、防災訓練などへの活用を紹介しております。

市内のある地域では、実際に要支援者の方が地域の防災訓練に参加され、要支援者本人及び自主防災会役員の方からいい経験になったとの感想をお聞きしております。

大勢の要支援者が一斉に参加するような大規模な防災訓練の実施は現実的には困難と考えますので、まずは地域単位で開催する防災訓練に要支援者にも御参加を促し、地域の住民同士でつながりを深め、協力体制を構築していくところから進めていただければと考えます。

また、福祉関係事業所においても、地域の防災訓練に可能な範囲で参加していただけるように、機会を捉えて依頼してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） ありがとうございます。誰一人取り残さない防災対策をお願いいたします。

最後に、令和5年の一般質問で提案させていただきました海南こどもの国に整備されている広域防災活動拠点が今年度供用開始予定になっております。本市は、市制20周年を迎えるこの節目に、海南こどもの国で県と合同の防災フェスタを開催できないかと要望し、当局からは、県と合同で実施に向け検討していくという前向きな答弁をいただきました。

そこでお伺いいたします。

市制20周年事業として、防災フェスタ開催の進捗をお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 現在、愛知県防災安全局が海南こどもの国においてゼロメートル地帯広域防災活動拠点の施設整備を進めており、令和8年度内の供用開始予定となっております。このため、愛知県は、毎年実施しておりますあいち防災フェスタを11月8日日曜日に海南こどもの国で開催する予定をしております。

本市といたしましては、市制施行20周年の節目に当たり、防災意識の高揚と記念事業の周知を図ることを目的として、あいち防災フェスタへの参画を記念事業の一つとして位置づけて、愛知県及び関係機関等と協議を進めているところでございます。

なお、フェスタ内に本市のブースを設置する予定をしておりますが、具体的な内容については検討中でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 子供、若者が主体的に参加できる防災教育イベントとしての展開を検討しているのか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 愛知県が主催する令和8年度のあいち防災フェスタの詳細について

ては、まだ公表はされておられません。

本市といたしましては、地域防災力の向上を図るためには、特に次世代を担う子供や若者が自助、共助による地域の防災活動に関心を持つことが重要であると考えております。このため、フェスタにおいては、子供や若者が楽しみながら防災を学べるイベント等を愛知県や関係機関等と連携をして取り組んでまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 最後に、市長総括をお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 近年、日本各地で各種災害が頻発化、激甚化しております。そうした中で、災害発生直後は、まず自助、共助が命を守る鍵となるため、地域の防災力の強化が大変重要であると考えます。このため、本市は、自主防災会をはじめとする各種団体などに向けた防災出前講座の活用を一層促進し、地域の実情に応じた防災学習を通じて、平時からの備えと住民同士の支え合いの意識向上に努めてまいります。

また、災害時に長期間生活をする避難所運営につきましては、避難者自らが主体的に参画できる体制づくりを進めるとともに、既存の避難所運営マニュアルを、国や県の指針等を踏まえ、実情に合った形に見直しを行い、地域と行政が協働して円滑に避難所を運営できるよう取り組んでまいります。さらに、マイナンバーカードやLINEなどを活用した避難所運営のデジタル化につきましても、先進自治体の事例や国・県の補助金などの動向も踏まえながら、本市にとって有効な活用方策を研究するよう指示したところでございます。

また、グループホームや障がい者施設につきましては、避難行動に配慮を要する方々が多く生活していることを踏まえ、各施設に対し、避難確保計画の作成や訓練の実施に向けて支援をしてまいります。

最後に、本市は、令和8年度の市制施行20周年を記念し、愛知県が海南こどもの国で開催するあいち防災フェスタに参画します。当日は、当会場でやとみ秋まつりも開催されますので、市外からも多くの来場者が見込まれます。本市の防災施策を発信し、子供から大人まで楽しみながら学べる防災啓発を実施してまいりますので、市内外を問わず、多数の方々にぜひ御参加いただければとお願いを申し上げます。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 命を守る防災、誰一人取り残さない防災を弥富市で実現していかなければなりません。市民の安心と未来を守るため、積極的取組を期待し、次の質問に移らせていただきます。

次に、2つ目の質問、地域猫活動を支える仕組みづくりについてお伺いいたします。

本市では、令和6年度、公益財団法人どうぶつ基金、以下どうぶつ基金と略させていただきます。

きます、のさくらねこ無料不妊手術事業を活用し、岐阜県羽島市の連携協力病院で不妊・去勢手術を実施しています。

不妊・去勢手術の終わった猫は、雄は右耳、雌は左耳を花びらのようにカットされます。その後、地域で見守られながら一代限りを生きる地域猫となります。

羽島市の病院までは、弥富市から車で片道約1時間の移動を、ボランティアさんは、朝、捕獲した猫を病院に届け、また夕方、不妊・去勢手術をした猫を迎えに行きます。捕獲、搬送、術後ケア、地域調整など、多くの作業を担っており、その負担は大きく、持続可能性に課題があります。

市内では、高齢者世帯や空き家が増え、地域のつながりが弱まる中で、地域猫問題は、環境問題であると同時に、福祉や地域コミュニティの課題とも深く関わっています。地域猫対策は、行政と市民が協働して初めて成果が出る取組と考えます。

本日は、ボランティアの負担軽減、市としての支援体制、市民理解の促進、教育的視点の導入、そして持続可能な地域猫対策の構築について伺ってまいります。

まず初めに、本市の地域猫対策の現状についてお伺いします。

どうぶつ基金を活用し、羽島市の協力病院で不妊・去勢手術を行っておりますが、これまでの実績、相談件数、地域別の傾向、そして行政として把握している課題をどのように認識しているのかお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） お答えいたします。

本市においては、令和6年6月から公益財団法人どうぶつ基金が不妊手術、ワクチン、ノミ駆除剤の費用を負担するさくらねこ無料不妊手術事業に参加し、令和8年1月までに340件の不妊・去勢手術を行っており、相談があれば、順番にボランティア団体と連携して実施しております。

相談のある地域は、市街地に限らず、市内全域となっております。飼い主のいない猫の相談があれば、その都度ボランティア団体と話し合い、問題を解決しております。飼い主のいない猫が地域からいなくなり、全ての猫が飼い主のいる猫になるまで、ボランティア団体と協力してさくらねこ無料不妊手術事業を推進してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） ボランティア団体さんに直近の不妊・去勢手術をした頭数を聞かせていただいたところ、令和8年2月まで、471匹とのことでした。家猫として譲渡する場合は、さくらねこ無料チケットは利用できないので、数字の差があるとのことでした。

あえて2年間で一生懸命不妊手術をしていただいた頭数をお伝えさせていただきました。

再質問として、苦情の相談件数、ロードキル、道路で亡くなった猫の減少数が分かればお

聞かせてください。

○議長（堀岡敏喜君） 梅田環境課長。

○環境課長（梅田英明君） 令和6年以前は、猫に関する問合せは年間200件以上あり、対応に苦慮しておりました。しかし、市内の2つのボランティア団体と共にさくらねこ無料不妊手術事業を開始後、令和7年度は2月末時点での問合せ件数は30件ほどとなり、大きく減少しております。これは、ボランティア団体がさくらねこ無料不妊手術事業の実施に当たり、本事業の趣旨や活動方針を十分説明し、地域の住民の理解と協力を得ている結果なのではないかと推察しております。

また、交通事故等に遭い、道路上で死んでいる動物のうち、本事業開始前の令和5年度の猫の被害件数は25件でしたが、令和8年2月末現在では14件と減少しております。

本事業の繁殖を防止し、さくらねことして一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫に関する苦情や殺処分の減少に寄与する活動が結実しているものと理解しており、本事業を支えていただいているボランティア団体には感謝しております。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 弥富市では、この2年間で約400匹の地域猫にTNRを実施してきました。

書画カメラ4をお願いします。

もしこの取組がなかった場合、猫の繁殖力の高さから、400匹のうち半数が雌猫だと、雌だと仮定すると、1匹の雌猫が1年間で20匹繁殖すると言われておりますので、初年度だけで約2,000匹に増える計算になります。さらに、その子猫たちも半年から1年で繁殖可能となるため、2年後には数千から数万匹規模に増えていた可能性があります。

書画カメラ、ありがとうございます。

本市では、どうぶつ基金を活用しており、TNRに市の直接的な費用はかかっておりません。それにもかかわらず、繁殖抑制による行政コストの削減、苦情の減少、地域環境の改善など、大きな効果が生まれています。行政だけではなし得ない取組であります。

現在、ボランティアが市外の病院まで猫を搬送しておりますが、捕獲から搬送、術後ケアまで担う負担は大きく、継続性に不安があります。この現状を市としてどのように評価し、改善の必要性をどのように考えているのか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 本市のさくらねこ無料不妊手術事業に登録した団体が飼い主のいない猫を一匹でも減らすために御尽力いただいていることから、現在までに340件の不妊・去勢手術を実施できたと認識しております。本事業は、ボランティア団体の存在がなければ継続できないことから、今後も本市とボランティア団体とで意見交換しながら連携をし

てまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 引き続きしっかり連携を取っていただきますようお願いいたします。

次に、ボランティア支援についてお伺いいたします。

捕獲器の貸出し、消耗品、搬送補助の支援など、ボランティアの負担を軽減する具体的な取組と今後検討する考えはあるかお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） さくらねこ無料不妊手術事業に登録したボランティア団体に対しまして、本市が購入した捕獲器の貸出しを行っております。また、消耗品として、猫を捕獲する際の餌や捕獲後にボランティア団体が不妊・去勢手術予定の猫を保護するために必要となるペットシートを提供しております。

なお、ボランティア団体が猫を病院まで搬送するためのガソリン代等の活動費に対しましては、地域づくり補助金により年間10万円の補助を実施しております。

今後もボランティア団体と協力して本事業を推進してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 餌やペットシート、地域づくり補助金として、ガソリン代に年間10万円補助していただいているとのことでした。10万円と聞くととても多くいただいているように思いますが、不妊・去勢手術は、年間約200匹として、1匹500円のガソリン代は、往復しますので、片道125円の計算となります。

書画カメラ5をお願いします。

この猫は、三ツ又池公園で捕獲した猫、エイズ、白血病と診断され、オペ、ワクチン、ウイルス検査、血液検査を行いました。

書画カメラ6をお願いします。

この猫は、目の上にけがをしていて、細菌性皮膚感染症などに有効な皮下注射、コンベニアと消毒を行いました。

書画カメラ7をお願いします。

この猫は、右腕にけがをしていて、コンベニアとウイルス検査を行いました。

書画カメラ8をお願いします。

この猫は、団地内で瀕死の猫がいると市民の方から連絡があり、毎日の強制給餌と週2回から3回点滴を受け、元気になったそうです。

書画カメラ、ありがとうございました。

治療した猫を一部紹介させていただきました。

TNR活動には、けがした猫や病気、エイズにかかった猫、弱り果てた猫など、ボランテ

ィアさんは命を守るために自費で動物病院にて治療を受けさせ、元気になってから地域に戻してみえるそうです。保険が利かないので、多額なお金を使われています。病気がほかの猫にうつらないように、外猫として元気に暮らしていけるように、そういった思いで携わっておられます。

では、市内で協力病院を確保するための働きかけ、また近隣自治体との連携強化について、今後の方針をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） さくらねこ無料不妊手術事業の協力病院への登録につきましては、今後も継続して制度の趣旨や手続等の情報提供を行い、登録の可能性について働きかけを行うとともに、飼い主のいない猫にとって市町村という枠組みは関係がございませんので、近隣市町村とも常に情報共有を図りながら、連携して対策を進めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 海部圏内には協力病院がありません。さくらねこ無料不妊手術事業を継続していくためにも協力病院のお力が必要ですので、近隣市町との連携の下、協力病院の推進にも力を入れていただきたいと要望しておきます。

続いて、市民理解の促進とトラブル防止についてお伺いいたします。

猫の飼い方のルールや無責任な餌やりを止めることなどの啓発とともに、地域猫活動の目的や効果、繁殖抑制やふん尿被害の減少などを市民に分かりやすく伝える広報の強化を検討できないかお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 市広報紙令和8年1月号に、猫の飼い主へのお願いとして、望まない繁殖を防ぐために不妊・去勢手術が必要であること、室内で飼うことで事故や感染症から猫を守り、周囲に迷惑をかけないことなどの特集記事を掲載いたしました。

今後も、定期的に市広報紙や市ホームページを活用し、啓発活動を進めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） よろしくお伺いいたします。啓発活動にさくらねこの写真なども掲載していただくとよく分かりやすいと思いますので、これも要望しておきます。

高齢者の多頭飼育崩壊や空き家に猫が住み着くケースが増えています。福祉部局や空き家対策担当の連携をどのように進めるのかお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 多頭飼育につきましては、令和6年4月1日から、猫や犬を合わせて10頭以上飼う場合は、愛知県動物センターへ届出が義務化されたことにより、同センターが飼育者の飼養状況を早期に把握し、飼い方講習やアドバイスを実施しております。

福祉部局や空き家対策担当とは連携を取っており、猫が住み着いたとの相談を受けたことはありませんが、今後、福祉部局等から相談があった場合も、同センターから対応策等を教えてもらうように案内するなどの連携を図ってまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） この点も周知啓発していただきたいと思います。

武豊町では、猫のふん尿被害に悩む住民に対し、超音波式の猫よけ器を無料で貸し出す制度を実施しています。本市においても、ふん尿被害や夜中、野良猫の激しいけんかの声など、被害や苦情の声もよく聞きます。本市でも、苦情対応の選択肢を増やすため、同様の猫よけ器の貸出制度を導入する考えはあるかお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 猫よけ器の貸出しにつきましては、その場所に猫が来なくなったとしても、その猫が次の場所へ移動してしまうなど、根本的な解決にならないこともあり、制度の導入は考えておりません。

本市においては、猫に限らず、鳥や蛇などの生き物を家に侵入させない対策は、個人により行っていたいております。

今後も相談があれば、対応策などについて丁寧にお伝えをさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 対応策も同様に周知していただくと思います。

次に、教育的姿勢についてお伺いいたします。

地域猫活動は、命の大切さ、責任ある飼い方、地域で支え合うことを学ぶ非常に教育的価値の高い取組です。他自治体では、地域猫ボランティアが学校で講話を行うなど、命の授業として活用されている例もあります。本市においても、地域猫ボランティアの活動を学校教育の中で命の授業として取り入れることを教育委員会と連携して検討する考えはあるかお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 小学校では、教室で金魚等の小動物を飼ったり、地元動物病院の協力で小動物と触れ合い、聴診器で心音を聞くなどの活動を行っている学校もあり、命の大切さを学ぶ教育となっています。そのような活動が中学校での平和教育へつながり、命の教育を学ぶ9年間の教育課程となっています。地域猫もその一つの切り口として有効と考えますので、校長会等を通して各小学校へ情報提供したいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 最後に、持続可能な地域猫対策について伺います。

どうぶつ基金の枠に依存せず、将来的に市独自の不妊・去勢助成制度を検討する考えはあ

るかお伺いたします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 動物愛護の推進は重要な課題であることを認識しておりますが、市独自の不妊・去勢助成制度の創設については、現時点では大変厳しい状況でございます。まずは、さくらねこ無料不妊手術事業の周知やボランティア団体が活動しやすくなるよう、環境の改善に努めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 地域猫活動を地域課題の解決、地域福祉の一環として位置づけ、総合的な支援体制を構築する方針を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 人と動物との調和の取れた共生社会を実現させるためには、飼い主がルールを守り、責任を持ってその動物の終生にわたり適切に飼養することが重要であると考えております。

野良猫問題は地域課題とも考えられますが、対応策の一つである地域猫活動については、ボランティア団体や御協力していただいている市民の皆様の御尽力により成果を上げつつあると認識しておりますので、引き続き地域づくり補助金を活用していただくなどの支援をさせていただきます。

今後も市民の皆様の御協力をいただくとともに、ボランティア団体と連携し、さくらねこ無料不妊手術事業を推進すること並びに猫の飼い方のルール及び地域猫活動について、しっかりと普及啓発をしていかなければならないと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 人も動物も穏やかに暮らせる弥富、命を大切にする弥富として、市民の皆様に広がっていくことを希望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後2時45分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時31分 休憩

午後2時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

本日3月11日は、東日本大震災の発生から15年に当たります。

ここで、震災により犠牲となられた方々に対して哀悼の意を表しますとともに、心からの御冥福をお祈りするために、1分間の黙祷をささげます。

皆様、御起立をお願いします。

黙祷。

[黙 祷]

○議長（堀岡敏喜君） 黙祷を終わります。御着席ください。

一般質問を再開します。

次に、平居ゆかり議員。

○4番（平居ゆかり君） 4番 平居ゆかりでございます。

通告に従い、質問をさせていただきます。

本日最後です。よろしくお願いします。

初めに、高齢者の孤独・孤立防止対策を通じた自治会の位置づけについて質問をさせていただきます。

年明けからの話ですが、独り暮らしの高齢者が自宅で亡くなって数日後に発見されたり、また認知症による徘徊事故で、これもまた数日後に発見されたということをお聞きしました。少し前には、独り暮らしの認知症高齢者の方の交通事故もありました。今後、さらなる高齢化に伴い、そういった悲しいことがきっと増えてしまうだろうということが懸念されます。

この背景には、孤独・孤立というキーワードがあります。それは、独り暮らしというだけでなく、認知症の方を家族で支えている場合であっても、悩みや不安を一人で抱えている家族が結果として孤独な状態に置かれているケースも少なくないと思います。

また、孤独死という定義は様々ではありますが、それを含め、本市としては、この状況をどのように問題視していますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 年々増加傾向にある孤独死の要因といたしましては、家族と離れて暮らす高齢者の増加、近所付き合いの希薄化、高齢化による体調急変や転倒、認知症や持病による外出減少、生活困窮や社会的孤立などが上げられ、孤独死の多くは、人とのつながりが切れてしまうことで、誰にも気づかれずにお亡くなりになられております。

孤独死のリスクを減らすためには、誰かが気にかけてくれる関係をつくることが重要であり、孤独死は誰ともつながっていないことが問題であると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） おっしゃられた誰ともつながっていないことは問題です。

では、現在の弥富市の高齢者支援として、そしてその家族の支援として、緊急通報システム事業、またQRコードによる認知症高齢者等見守りシール交付事業などがありますが、実績について確認をさせていただきます。

まず緊急通報システム事業につきまして、65歳以上の独り暮らし高齢者をはじめ、費用負

担対象者の人数に対し、導入実績の割合はどの程度で、その数をどう評価していますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 緊急通報システム事業の対象者の条件の一つとして、おおむね65歳以上の独り暮らし高齢者があり、そのような方は令和7年4月1日時点では2,573人でありました。緊急通報システムの利用者は、令和8年3月1日現在132人ありますので、事業を利用されている方の割合は約5%であります。

緊急通報システムにつきましては、御本人や御家族、ケアマネジャーなどに広く制度の周知を行い、緊急通報システムの導入が効果的な方には御利用を提案してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 60代や70代では本当に元気な方がたくさんいますので、その5%の評価は難しいですが、では実際に緊急ボタンが押されて、委託事業者、委託業者の警備員が駆けつけた事例はありますか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 緊急通報システムの機器の不具合などの通報を除く体調不良での通報による駆けつけ対応件数は、令和6年度は、11人の方から延べ12件であり、本年度は、令和8年2月末時点で7人の方から延べ10件であります。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 分かりました。

命を助けているシステムであることが明白なので、十分です。

次に、認知症高齢者等見守りシール交付事業について、対象者に対する配付実績の割合はどのくらいありますか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 認知症の方の実数を把握することはできませんが、認知症高齢者等見守りシール交付事業の対象となる市内にお住まいの認知症または認知症の疑いのある要介護・要支援認定者や総合事業対象者の方で認知症高齢者等事前登録制度により登録台帳に登録されている方は、令和8年3月1日現在22人あります。

なお、登録者全員が認知症高齢者等見守りシールの交付を受けておみえになられます。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 分かりました。

では、導入後、市内で活用された実績はありますか。それが実際どのような場面で、どのような方が読み取って解決につなげたのか、その流れを一例として示してもらえますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 認知症高齢者等見守りシール交付事業は、令和6年9月1日から実施しておりますが、現時点での活用実績はございません。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 分かりました。

これは名古屋市西区の方にお聞きした事例ですが、認知症シールの位置は背中に貼っていた分の読み取りで、家族が保護されたと聞きました。これに関しては、読み取り側の認識も肝腎かと思しますので、広い周知をお願いしておきます。

また、特に緊急通報システム事業については、お身内の方がいれば、心配しているのは家族であり、本人だけではなく、離れた家族への周知が効果的であると考えますが、どのように対策がされているのかお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 緊急通報システムの利用につきましては、家族も参加する介護サービス担当者会議などで、ケアマネジャー等から家族に提案を行っていただいております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） ケアプランがある方は大丈夫ということですね。ただ、孤独・孤立はそこだけではない、取りこぼしがあることが問題になってくると思うので、さきの御答弁に誰ともつながっていないことが問題とありましたが、そこで次の質問ですが、制度にも社会にもつながりにくい、隠れた独り暮らし高齢者や支援を拒否される高齢者の存在について、市は民生委員さんたちと連携し、どの程度把握していますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 民生委員による独り暮らし高齢者の訪問後に、支援拒否をされた方についても聞き取り内容や生活状況などについて報告をいただいております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 分かりました。

であれば、その報告の中で認識ができて、必要であれば緊急通報システムなどを提案というような形も取れるということでもいいかと思いますが、民生委員さんについて一つ確認をしておきます。

高齢化が進む今は、地域の民生委員さんがそれぞれ抱える負担は増えてきていると判断しておりますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 高齢化による訪問世帯の増加により、民生委員の方々への負担は増えていると思います。また、訪問しても不審がられて会っていただけないケースも増えているとお聞きしておりますので、令和8年度は、介護高齢課から事前通知を郵送する計画をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 民生委員さん1人に対して抱える高齢者、高齢者だけではありませんが、そこが増えれば負担も増えます。当事者を支えることに必死になることで、その支援の最前線に立っている民生委員さんたちが心身の負担を抱えることになる可能性が否定できません。今お聞きした事前通知も民生委員さんたちを支える広報ケアの一つであると思いますが、細やかなヒアリングをお願いいたします。

ではさらに、見守りや支援が必要であっても、人付き合いが苦手であったり、近所に言えない、家族に相談できないといったケースに対し、行政の役割としてどこまで踏み込めると考えていますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 見守り支援が必要な方につきましては、介護高齢課や地域包括支援センターが様々な方法で本人と接触して聞き取りを行っております。

また、既存の相談窓口や関係機関のネットワークの中において潜在的な要支援者を把握した場合は、令和8年度から本格実施を予定しております重層的支援体制整備事業におけるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を活用し、支援が届いていない方に対するアプローチに努めてまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） その重層的支援体制整備事業のアウトリーチを通じた支援も、国からたくさんのお金をかけていただき、期待が大きい行政体制ですし、さきの質問にありました緊急通報システムやQRコード認証のような本市のデジタルな支援は、手が届かないところや人の代わりになっている貴重なシステムであると思います。しかし、孤独・孤立を防ぐために必要なのは、制度や仕組みだけではなく、日常の中での小さな異変に気づき、声をかけ合える地域の関係性であり、その地域力が必要です。土台がきちんとあって、そこに行政の支援が乗っかることでより意味のあるものになるはずですが、市はこの点についてどう考えますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 地域の人々のつながりや居場所づくりは、高齢者のひきこもりや孤独・孤立の防止につながるとともに、高齢者支援の窓口に必要な情報が届く可能性を上げる効果が期待できると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） まさしく同感です。

では、ここでもう少し孤独・孤立に関して掘り下げます。

国においては、コロナ禍を背景に、分野別の施策では対応し切れない孤独・孤立の問題を横断的に扱うため、令和5年に孤独・孤立対策推進法を制定し、令和6年から本格施行されました。さらに、毎年5月を孤独・孤立対策強化月間と位置づけています。本市のホームページにもこのページがありますが、これに関連した本市の昨年、一昨年と行ってきた具体的な啓発活動内容を教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 本市では、孤独・孤立対策に関する各種支援制度や、相談先が探しやすくなることを目的に、令和5年12月以降、市ホームページにおいて内閣府の孤独・孤立ウェブサイト「あなたはひとりじゃない」の周知を図っており、日本語以外にも、英語やポルトガル語など10の言語にも対応した形でページを公開しております。

また、5月の孤独・孤立対策強化月間について、孤独・孤立対策官民連携プラットフォームのロゴマークを活用し、市ホームページ及び市広報紙において啓発を行っております。そのほか、強化月間期間内ではありませんが、毎年内閣府が年末年始期間において開設される孤独・孤立相談ダイヤル「#9999」等について、市ホームページに期間を区切って掲載し、年末年始における相談体制の周知を図っております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 分かりました。

そもそもこの法律、そして啓発に関しては、新たな行政サービスを拡充するというよりも、住民一人一人の気づきや声かけを促す国民啓発に重きを置いていると私は受け止めています。つまり、本市の役割は、行政だけが抱え込むのではなくて、地域の中で気づきが生まれる環境づくりを積極的に行うべきだと考えていますが、本市の認識をお聞きします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 孤独・孤立対策については、潜在的な要支援者をいかに把握するかが最も重要と認識しており、そのためには、行政や関係機関のみならず、地域住民との連携も必要不可欠であると考えます。先ほど答弁しましたとおり、令和8年度から本格実施を予定しております重層的支援体制整備事業におけるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を活用し、市民、行政、社会福祉協議会をはじめとする関係機関との協力の下、支援が届いていない方の情報把握やアプローチに努めるとともに、可能な限り当事者の方へ必要な情報が届くよう、今後も周知啓発に努めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 地域住民との連携も必要不可欠であるとおっしゃったそこなんですが、命第一はもちろんの前提で言いますが、例えば孤独死の場合は、起きた後の事後対応には放置期間等によって多大な行政・社会コストがかかります。一方、向こう三軒両隣という日常的なつながりやふだんと違う地域の人の違和感に気づくことは、御近所ならできるかもしれないけれど、行政にはなかなかできないことです。行政ができないことを市民に押しつけるということではなくて、市民にしかできないこと、この価値は公式的に認めてほしいぐらいであると思うのですが、本市として、この市民にしかできないことの価値は、この先も重要なものとして捉え、尊重していく考えはありますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 近所の方のふだんとの様子の違いを気づくなど、マニュアル化できない思いやりや顔が見える関係性こそ、向こう三軒両隣に表される住民同士のつながりとなり、その見守り活動は、いつの時代も地域福祉の要として非常に重要なものであると高く評価させていただいております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 私は、その価値を一旦奪った大きな要因の一つはコロナであると思っています。そして、その大事な部分だけは取り戻すべきであるとも思っています。

では、もう一つお聞きします。

今回、私は高齢者の孤独・孤立防止対策のことを言っていますが、大きくは地域共生社会のくくりです。本市も地域包括ケアシステムとして社会福祉協議会と共に一体的な支援に力を入れていると思いますが、私がいつも違和感を感じるのは、その土台となる地域力がそこに追いついていないことです。

私がくどく取り上げる自治会は、地域力を形にしてきた代表的な枠組みです。よって、国が地域共生社会を単なる理想としてだけでなく、人口減少、超高齢化社会を生き抜くための生存戦略としているところには、自治会の存在はこの分野からも軽視すべきではないということが言えるかと思いますが、本市としては、やはり自治会あってこそと考えるのか、そうではなく、自治会がなかったとしても、地域が自由につながっていればそれでいいと考えるのか、この視点からは自治会の存在をどう見ているのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 地域共生社会の実現に向け、自治会は、共助の核となる最重要パートナーであると考えております。

自治会は、地域課題を自ら解決する主体的な団体です。行政サービスの公助には限界があり、個人の努力の自助にも限界があります。公助と自助をつなぐパイプ役を担っていただく共助の部分が自治会であると考えております。

地域共生社会の目的は、孤立の解消であります。その点からも、地域は社会的孤立を防ぐ居場所であり、行政の手の届かない細やかな支え合いを担えるのは自治会しかないと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 自治会しかないと力強いお言葉をいただきましたところでお聞きします。

今、任意団体である自治会が地域にとって重要であると結論づけたとして、御近所付き合いをしてくださいとか、自治会を抜けないでほしいとか、そんなことは、憲法で自由が保障されている中で、行政が強制することができません。加入にこだわるのも違いますし、役を押しつけるのも時代遅れです。であれば、市民の主体的な理解や共感しかありません。本市が自治会に対して防災や防犯をはじめとする支援を常に行っていたことは十分承知しております。しかし、そこに主体的な理解や共感を十分にいただけません。また、その恩恵を受けるにもかかわらず、本当に無関心で、他人事だと考えている市民も見えます。

しかし、この状況の中で、本市が昔からのやり方もある自治会に立ち入ることは難しいとか、任意団体だから踏み込めないとか言われましたが、その姿勢を示し続ければ、市民の地域離れはさらに進んでしまいます。本市が言っていることは全く間違いではありませんが、市民は迷っています。あの人もやめてしまうけど、うちはどうしようとか。自治会がなくなっても別に誰も困らないのではなど、自分にとっての意味や価値を見いだせないものから離れていきます。先ほどのように、市民にしかできないことの価値を高く評価し、自治会しかないと行っていただいたように、本市は迷いを与えるのではなく、寄り添って方向性を示し続けるべきです。

私は、本市に自治会加入メリットを創出してほしいとか、ごみ出しをはじめとする自治会システムの不平等に介入してほしいとか、そういった提案もしてまいりましたが、本市はなかなか直接的な支援は難しいと判断をされていると思います。できないというのであれば、今、本市ができることは何でしょうか。最低限、情報発信だけには力を入れておりますでしょうか。現場の防災や防犯といった支援だけでは市民に響かないのであれば、どんなことだったら市民に響くのか、工夫を凝らし発信する。これを行っていますでしょうか。広報もいろいろ試行錯誤されて出来上がっているものであることは分かります。でも、本市が自治会を衰退させたくないという思いはどのページから伝わりますでしょうか。役員の負担軽減も必要だからこそ、広報のポスティングなど、スリム化を考えていただきました。それは決して自治会を衰退させたいからではないはずで、誰も負担少なく役員ができるように、そして何よりも市民のために地域のつながりを保てるよう支援していただいているはずで、

今回のテーマでいえば、孤独・孤立対策強化月間のお知らせであったり、認知症サポータ

一養成講座のお勧めなど、現在行われている一つ一つの情報発信ですが、こういった内容こそ、本来は自治会とのつながりが大切であることも示せる大きなチャンスであるはずです。単発のお知らせは、今、目の前にある本市の問題や課題と直結してこないことがもったいないと感じます。市民協働課が中心となり、関係各課と横断的に連携しながら、市民一人一人の心に響く発信の在り方を工夫していくべきと考えますが、まずこの提案について、本市がどう思うかお聞きしたいのですが、併せまして、私が令和6年6月定例会一般質問でお聞きし、いただいた回答の中で、市といたしましても、市ホームページ等で自治会活動等の地域づくりに先進事例などを掲載し、自治会活動に対する理解を深めていただけるような情報を発信させていただき云々とありましたが、これはどう進んでいるのでしょうか。この2点、重ねてお聞きします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 現代は、情報の氾濫に加え、価値観の多様化により、地縁関係の希薄化が進み、自治体からの情報発信につきましても工夫が必要であることは認識しております。

議員の御提案に対しましては、市としても他の自治体を参考としながら、写真やイラストの活用、興味を引くタイトル、二次元コードの活用など様々な改善・改良をしておりますが、情報の受け手側の課題もあり、市民一人一人の心に響く効果的な情報発信はハードルの高い課題であると考えております。

今後も、より多くの市民に分かりやすい情報発信ができるよう、工夫・改善に努めてまいります。

また、令和6年6月議会で地域づくりの先進事例などを市ホームページへ掲載していくとした進捗につきましても、自治会への加入チラシや加入促進ハンドブックについて、他自治体を参考に一部見直しを行いましたので、今後速やかに掲載してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 分かりました。チラシやハンドブックはよろしく願いいたします。

また、先進事例等でいえば、例えば名古屋市守山区の上志段味自治会や福岡市香住ヶ丘の町内会などは、大変参考になる活動をされております。ほかにもいろいろあります。それを含めまして、ハードルの高い課題でありながらも工夫・改善に努めるとおっしゃった情報発信を積極的にお願いとするとともに、まずできることの中で、市民に本市の基本姿勢をはっきりと発信いただきたいと思っています。

最後に、孤独・孤立防止対策ですが、今回は高齢者に焦点を当てておりますが、本来は若者に対する対策としても現代は大きな課題となっています。単なる福祉施策ではなく、地域共生社会の根幹に関わる問題です。

孤独・孤立を未然に防ぐためには、制度的支援だけでは限界があり、日常の中に人と人とのつながりが存在していることは不可欠です。その中で、自治会とは数ある選択肢の一つにすぎないのか、それとも孤独・孤立対策の土台として不可欠な存在であると考えているのか、自治会の位置づけについて、市長の明確な見解を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 自治会は、地域における緩やかなつながりと早期発見を担っていただくとても重要な位置づけだと考えており、問題を未然に防いでいくには日常的な関わりが欠かせません。日常的な挨拶などの何げない行動から異変などを察知できるのも御近所の顔の見える関係性にある自治会であると思います。そういった情報を行政へつないでいただき、早期発見ができれば、問題が深刻化する前に解決する可能性も高まると考えております。顔が見える関係性こそが、どんなに高度な行政システムよりも市民の安心感を高める大変重要な仕組みであると認識をしております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） ありがとうございます。

私自身、いろんな方からの御意見を聞きながら、自治会は既に時代遅れで、もはや必要ないのではないかとずっと考えてきました。しかし、市長の施政方針でも、基本目標1のところでは、地域コミュニティや自主防災会というワードを入れて重点施策を示していただいておりますし、様々な側面から検討を重ねても、やはりその結論には至りません。そしてまた、基本目標6の市民協働については、やとみっけベースを拠点に、市民が主役となるまちづくりを推進するとおっしゃられた。そういった市民の活動を支える団体の取組と、一方、地域に根つき、長年にわたり地域を支えてきた自治会が、それぞれにしかできない役割の中で、お互いに補完し合えるような関係ができてきて、あらゆる地域課題の解決につながるものがあると期待するならば、第一に自治会という現場主義の存在が必要でないはずがないと今は確信をしております。

では、2つ目の質問に行きます。

高齢者の孤独・孤立予防の観点からの外出及び社会参加環境の整備について質問をしていきます。

先ほどは地域の関係性という側面からお聞きしましたので、次は外出や社会参加という観点から質問をしていきます。

高齢者の孤独・孤立防止を考える中で、外に出るというきっかけづくりは重要であるものと考えます。とにかく高齢者を外に出すという視点からすると、市が行っていることとして、各種イベント関係やスポーツ推進、生涯学習など多岐にわたるかと思いますが、市として、これこそは高齢者の孤独・孤立防止に役立っていると実感ができる事業や支援は何であると

お考えでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 本市におきましては、高齢者の孤立防止のため、見守りサービス、緊急通報システム、交流の場の提供、買物・移動支援など、多岐にわたる対策事業を実施しております。これらの取組は、地域社会で高齢者が孤立せず、安全に暮らせる環境を整えることを目的としております。その中でも、福祉センター喫茶室で利用できる給食サービス事業や各地域で実施していただいておりますふれあいサロンなどは、外へ出たり人と会話ができるものであることから孤立防止に効果がある事業と考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） いろいろあるかとは思いますが、介護高齢課の分野から御答弁をいただきました。

お聞きした理由は、次の質問ですが、例えばボランティア活動などの社会参加は、心身の健康の維持につながり、予防医療の観点からも有効であると言われております。しかし、活動に関心があっても、どこで何をどのように始めればよいのか分からず、一步を踏み出せない高齢者が多く存在するとされています。

令和4年の内閣府の調査によると、ボランティア活動への参加を妨げる要因として、ボランティア活動に関する十分な情報がないが40.8%と、時間的制約に次いで2番目に多くなっております。

先ほど私は高齢者の孤立防止に役立っているものは何かとお聞きしましたが、その中に高齢者によるボランティア活動がより積極的に位置づけられてほしいと考えています。本市においても協力をお願いしたい活動は数多くあるはずですし、市民の社会参加の機会を広げるための支援でもあるはずですが、情報を自ら取りに行くことが難しい高齢者の方も少なくはないのではないのでしょうか。

そこでお伺いいたしますが、本市が依頼する各種ボランティア活動や、例えばあらゆるセミナー参加への呼びかけについて、特定の団体や毎回同じ顔ぶれの方々に偏ってはいないでしょうか。もちろんボランティアに重きを置く団体は意欲が高く、そこに依頼することが間違っているということは全くありませんが、ほかにも参加の可能性を持つ方々を掘り起こす機会を逃していないかという点を問題提起しています。

外に出るきっかけを必要としている高齢者は、ほかにも多くいらっしゃると思います。高齢者ボランティア活動支援に関する行政ポータルサイトにおいても、参加意欲は高い一方で、実際の活動率は低下しており、その背景には、情報不足や心理的ハードルといった明確な課題があると指摘されています。そこで、本市においてもこの課題をどのように認識しているのかまた社会福祉協議会との連携も含め現在取り組んでいる対策があればお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 地域づくり補助金を活用している団体のほうでも担い手不足や参加者が集まらないなどの問題を抱えている一方で、福祉課で策定を進めております第1期弥富市地域福祉計画・地域活動計画のアンケート調査において、ボランティア活動について、「現在活動している」と回答された方が6.9%、「条件が合えば活動したい」と回答された方が44.2%となっていることから、ボランティア活動に関心を持たれている方が潜在的には多くいるとの結果が出ております。このアンケート結果だけでは議員御指摘の因果関係については確認できませんが、市としましては、市広報紙や市ホームページなどアナログとデジタルを織り交ぜながら情報発信をしておりますので、情報不足というよりも、心理的ハードルのほうが課題ではないかと思っております。

また、心理的ハードルを感じる背景には、時間的な制約だけでなく、活動への不安や責任感などが複雑に絡まり合っていますので、弥富市社会福祉協議会と連携して対策を講じていく必要があると考えています。

本市としましては、本年度4月にオープンした市民活動センターやとみっけベースが議員御指摘の課題解決の一助になるものと考えており、このやとみっけベースにおいて、市民の困り事の解決につながるマッチングや市民がやりたいことを形にするお手伝いをさせていただいております。

さらに、やとみっけベースでは、ボランティア団体などの活動の成果を展示、あるいは物販を行ったり市内で活動する個人や団体、企業などの情報も入手できますので、やとみっけベースを市民活動の情報発信及び交流の拠点となるよう、さらなる充実を図ってまいります。

また、デジタル情報が苦手な方やデジタル情報を取得できない方などに対しては、お隣さんや友達など顔の見える関係性を利用した口コミも大変有効な手段だと思っておりますので、高齢者が集まるふれあいサロン等でチラシと一緒に活動をPRすることで、デジタルにはない熱意や思いが伝わり、より効果的な情報発信になると考えております。

次に、弥富市ボランティア連絡協議会の加盟団体について、弥富市社会福祉協議会がホームページで紹介するとともに、各団体がブース出展形式で説明会を行うボランティア講座の開催などを行っております。

今後は、ボランティア活動について興味や意欲のある方に確実に情報が届くよう、弥富市社会福祉協議会と連携して、ボランティア情報を集約した機関紙のポスティングのほか、市民活動センターやとみっけベースと連携し、ポータルサイトやとみっけにボランティア団体等を資源登録していただくなど、ボランティア活動に興味や意欲がある方に分かりやすく参加しやすい環境づくりに努めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 分かりました。

まず社会福祉協議会が信頼できる案内人としてやとみっけベースを紹介するなど、高齢者とつながりが強い社会福祉協議会と市民がやりたいことを形にするやとみっけベースとの連携は、今後さらに強化していく方向へ持って行ってほしいと思います。

先ほどのボランティアのアンケートの中の44.2%の関心は大きいです。心理的ハードルが取っ払えるような連携を強めていただきたいと思います。

では次に、社会参加の機会を広げることは重要です。しかし、そもそも外出できる環境がなければ参加そのものが難しくなります。

そこで次に、外出手段の観点からお聞きします。

先ほど同様、高齢者が外に出るという観点からすれば、当然市内の公共交通は重要ポイントの一つです。

デマンド交通チョイソコやとみの実証実験について、市民から不満や不安の声も出ていますと受け止めていますので、確認していききたいことはたくさんありますが、市長よりさらなる改善に取り組むと施政方針をいただきましたので、幾つかの細かい内容についてはまた別で確認することといたしまして、今回、ポイントを絞ってお聞きしたいと思います。

きんちゃんバスだけのときより、高齢者の外出状況、つまり利用人数が増えているのか、あるいは予約不成立件数が多いことにより、逆に外出を控えるだとか、引き籠もらせてしまっているような状況にはなっていないか、この部分を教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） チョイソコやとみ会員アンケート調査の回答の中には、停留所数の増加やこれまでバス停がなかった施設等の停留所の追加によって、外出がしやすくなった、外出の目的が増えたとの御意見をいただいております。その一方で、予約が取れなかったがために外出を諦めたという御意見もいただいておりますが、この予約不成立が外出を控えるや引き籠もらせてしまっている原因とまでは考えておりません。北部エリアではきんちゃんバスも運行しておりますので、チョイソコと組み合わせて御利用いただきますようお願いいたします。

また、チョイソコやとみについては、午前中の予約不成立の割合が高かったことから、令和8年4月から午前中に1台増車を予定しております。予約不成立が減少し、公共交通の利便性が向上するよう改善をまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 今、外出がしやすくなったとか、外出の目的が増えたという御意見をお聞きし、安心をいたしました。ただ、現に予約が取れていないと言われる部分は、午前中の1台増車でまた継続して検証をいただくということかと思っておりますので、私も注視をさせ

ていただくようにします。

今の質問では、高齢者が外に出るための手段として、公共交通を需要に即して充実させていくことが重要であるという意味で申し上げました。

そこで、ここの流れで、その先の動線について伺っておきます。

今回は、高齢者の外出を後押しし、孤独・孤立の防止につなげる視点から聞いていますので、脱線しないように確認の意味でお伺いします。

本市ではにぎわいの創出という言葉がしばしば用いられますが、海外や国内の事例を見ると、公共交通と合わせて、いわゆるウォーカブルなまちづくりを進め、人と車の動線を適切に分けることにより、にぎわいの創出を実現している自治体が多くあります。

ウォーカブルなまちづくりは、道路政策や都市基盤整備といった側面を持つ一方で、高齢者が外に出やすくなり、人と接する機会が生まれるという点で、健康づくりや地域づくり、さらには孤独・孤立対策とも深く関わる取組であると考えています。もちろん高齢者のためだけにとどまりません。例えば公園だけでなく、駅周辺、医療機関周辺、公共施設周辺などが、単に用事のためだけに歩く場所ではなく、歩きたくなる、立ち寄りたくなる環境となることで、高齢者が外出するきっかけとなり、結果として人とのつながりが生まれ、このまちの市民として帰属意識が高まることが期待されます。今後、本市が思い描いていくとするコンパクトシティの考え方や、また高齢者の運転免許返納の促進を含め、車に過度に依存しない生活環境への転換を見据える中においても、公共交通と併せ、ウォーカブルな環境整備を進めていくという考え方について、本市の認識をお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 人口減少や高齢化が全国的に進行し、社会状況が大きく変化中、都市計画においては、円滑な都市活動の確保と良好な都市環境を維持するために、人口密度の維持、公共交通によるネットワークの確保などが継続的に図れるよう、コンパクト・プラス・ネットワークの考えに基づいた集約型都市構造の構築に向けた取組が求められております。本市におきましても、この考え方を基に、都市機能が集約された利便性の高いまち、コンパクトシティを目指し、弥富市立地適正化計画を策定しております。

コンパクトシティの形成には、公共交通ネットワークの充実が不可欠であり、現在進めておりますJR・名鉄弥富駅自由通路等整備事業において、鉄道やバス、自動車、歩行者など、複数の交通手段がつながる交通結節点の整備を進めております。そして、その後の近鉄弥富駅を含めた駅周辺のまちづくりにおいて、都市計画道路や駅前広場等を中心に、歩行者と自動車が分離された安全・安心な交通環境の整備を進め、さらには民間事業者による開発とともに、駅前に商店等が立ち並び、居心地がよく、歩きたくなるような空間を創出できるようなまちづくりを進めていく必要があると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 孤独・孤立に縁がないようなまちづくりを思い描く上では、先ほどの居心地がよく、歩きたくなる空間を創出するというのが非常に重要な視点であると考えています。福祉分野だけにとどまることが絶対できないという意味で、その方向性までに確認をさせていただきました。

次の質問ですが、また別の側面で、公共施設の使用料見直しによって、高齢者が好きなことを続けるというハードルが上がっているとお声をいただいたので、来年度からの利用の見通しに何か変化や問題はないかお聞きしたかったのですが、先ほど早川議員より十分に御質問いただき、御答弁いただいておりますので、大きな問題にはつながらないものとして理解し、この質問は飛ばさせていただきます。

次の質問はそのつながりになりますが、施設利用料の改定が、受益者負担と社会情勢等で施設の維持管理と継続のためにも、市民の皆さんには御理解いただきたい部分であることはよく分かりますが、楽しんで活動している市民としては、お金を払ってもいいから施設の修繕や改良の要望をなるべく聞いてほしいと願いますし、できる限り好きなことを快適に続けられることは、市民のウェルビーイングに直結することであります。好きなことをやっても不満が募るようなことになれば、活動は縮小していきます。楽しめなくなれば、引き籠もる危険性も発生します。行政は、そういった悪循環にならないように環境を整える必要があるかと思えます。

そこで、関連し、質問します。

十四山の福祉センターのカラオケセットは、新曲が入らず、利用者の満足度が下がり、利用人数が減少しているとの声がありますが、状況を把握していますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 現在、十四山総合福祉センターに設置しているカラオケ機器につきましては、平成21年10月に購入をしました配信型の機器でございます。しかしながら、購入後16年余りが経過した機器のため、最新曲の配信対応が令和6年5月末で既に終了しており、現状では令和6年5月31日までの楽曲データの配信により御利用をいただいている状況でございます。

そのような状況におきまして、利用者数は、令和5年度は1,979人、令和6年度は1,030人、令和7年度は令和8年2月末時点において357人と減少の傾向にあります。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） では、確認でお聞きしますが、本市の中でカラオケができる施設は幾つ、どこにありますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 現時点において、カラオケが利用できる市有施設は、健康福祉部所管においては、いこいの里、総合福祉センター及び十四山総合福祉センターの3施設、建設部の所管においては、農村多目的センターの1施設、教育部所管においては、白鳥コミュニティセンター及びさくら会館の2施設の合計6施設あり、全て配信型の機器を導入しております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 例えば高齢者の社会参加の促進は、先ほども言いましたように、好きなことを気持ちよくできる環境があるかどうかで、市民は活動するかどうか、満足できるかどうかが決まります。ただ歌が歌えればいいという話ではありません。歌好きな市民にとっては、白鳥コミュニティセンターのように、ニーズに沿った設備によって市民の満足度は保たれます。十四山総合福祉センターのカラオケセットは、新しいものに更新をする予定はありませんでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 十四山総合福祉センターに設置のカラオケ機器につきましては、購入後16年余りが経過しておりますが、新たな機器更新の計画はございません。

なお、十四山総合福祉センターをはじめ、総合福祉センター、いこいの里のカラオケにつきましては、カラオケシステムのリース契約が終了する令和8年10月31日をもって、利用を終了とさせていただきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 私は、白鳥コミュニティセンターでカラオケを楽しんでいる場にお邪魔をさせていただくことがあります。歌い切った後の皆さんの表情に孤独・孤立感を感じることがないので、いい市民サービスだと思っていて、非常に残念ではあります。

また、リース契約終了とともに終了していくのは、先日の電機治療器についてもそうでしたが、確かに古くなった市民サービスをそのまま新しいものに買い換えるだけというのが本当に正しいのか、時代に合わせてサービスの在り方を見直していくという観点では理解できる場所もあります。しかし一方で、現在それを楽しみに利用されている市民の方が少なからずいらっしゃる中で、サービスがなくなることが外出の機会を失うきっかけとなり、結果としてひきこもりにつながってしまうようなことがあつては、福祉の目的からすれば本末転倒であります。受益者負担の考え方や市民サービスの最適化は、行財政改革の観点からも、これからの時代には避けて通れないものではありますので、その際には、そこにいる市民を置き去りにすることなく、新たな楽しみや活動の場への展開へ市民をちゃんと導いていただきたいと考えております。

例えば、次の質問につながるので次に行きますが、特に十四山総合福祉センターは、高齢者が外出に出るきっかけとなるウオーカブルな居場所という観点からも、本市の中で非常に魅力的で貴重な施設であると考えています。

本市が令和2年に策定した弥富市公共施設再配置計画においては、福祉施設の多機能化を上げるとともに、隣接する三ツ又池公園との連携強化が示されていますが、具体的にどのような取組が強化されているのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 施設の多機能化の取組につきましては、従来、市内3か所の社会教育施設に設置をしておりました陶芸用の教室と窯を一元化するため、令和4年度末に十四山総合福祉センターへ陶芸施設の機能を移転し、福祉施設の多機能化を図っております。

隣接する三ツ又池公園との連携強化の取組としましては、地域のにぎわい創出のために、三ツ又池公園において開催される本市が主催、主管、後援をする催物について連携を図っております。

毎年11月に三ツ又池公園拠点広場を中心に開催されるイベントでは、十四山総合福祉センターの駐車場をふわふわドームや段ボール迷路、トラクターの試乗など、子供たちにも楽しんでもらえる空間として御利用いただいております。また、センター内に設置されております市外の方も利用が可能な喫茶室、十四山茶房花笑みにおいては、三ツ又池公園の芝桜の最盛時期には、満開の花々を見るために市内外からたくさんの方が三ツ又池公園を訪れ、窓越しに満開の花々を見ながらくつろいでいただいております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 分かりました。

重層的な観点から、そういった多機能も賛成ですし、多世代も賛成です。もっとできることがある可能性も秘めていると感じますし、弥富市の中でもっと愛されていく場として連携してほしいと思っています。

本市が生産性を高めるために、単に何かを削るだけではなく、そういった別の形で新たな付加価値を生み出そうとする取組を進めているということは感じるのですが、その姿勢については評価できる部分であると思っています。ただ、お風呂ついでの方を含め、これまでカラオケを楽しみに利用されていた方には、新たな取組やイベントへの参加を促す工夫や白鳥のようなほかの施設でカラオケをグループで楽しんでいる事例等を紹介するなど、利用者が次の楽しみへ自然に移行できるような声かけや掲示など情報提供をするというように、外出控えにつながるようなことがないよう、その点も十分に配慮した展開をお願いしておきます。

最後に、総括してお伺いします。

高齢者の孤独・孤立を予防し、豊かな暮らしを守ることは、福祉施策の一部にとどまらず、市政全体で設計すべき課題です。その環境整備について、外出支援、社会参加の促進、公共交通、ウオーカブルな環境整備、公共施設運営など、個別の施策としてではなく、一連のストーリーとして描き、横断的に一体的に見直しして整備されていくべきものであると考えますが、市長の見解を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 高齢者は、孤独・孤立により、生活支援や介護が必要となっても、周囲が気づかないことで支援が遅れ、状況が深刻化する傾向があります。地域コミュニティの希薄化が進み、地域や職場への帰属意識も弱まりつつある現代社会において、孤独・孤立の問題は、福祉分野にとどまらず、様々な政策課題として広く結びついていると感じているところでございます。

孤独・孤立対策におきましては、支援を求める声を上げやすい環境を整え、切れ目のない相談支援につなげることや、交流の場や居場所づくりにより、人と人とのつながりを実感できる地域づくりを推進することが重要となります。

本市といたしましては、高齢者が外出する動機づくりとして、参加意欲を駆り立てる魅力あるイベントや事業の開催をはじめ、通いの場やボランティア活動などの活躍の場づくり、移動手段の確保など、外出しやすい環境整備に努めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 今強化が進められている重層的支援は、孤独・孤立の発見側の仕組みであります。環境整備は、孤独・孤立の予防側の取組であります。何についてもそうですが、ゼロ次予防、1次予防はまず重視されるべきです。今回質問しました予防側の環境整備は、重層的支援の土台としても、部局横断的な視点を持ち、力強く取り組んでいただくことを期待いたします。

以上、終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 本日はこの程度にとどめ、明日継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思います。

本日の会議はこれにて散会します。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時38分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀岡敏喜

同 議員 江 崎 貴 大

同 議員 加 藤 克 之